

河合町議会会議録

令和7年 9月10日 開会

河合町議会

令和7年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （9月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
坂 本 博 道	3
常 盤 繁 範	28
長谷川 伸 一	46
梅 野 美智代	69
中 山 義 英	85
○散会の宣告	107
○署名議員	109

令和 7 年 9 月 1 0 日（水曜日）

（ 第 3 号 ）

令和7年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年9月10日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	杵本貴司	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	疋田俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	総務部長	小野雄一郎
福祉部長	浦達三	生活環境部長	佐藤桂三
まちづくり 推進部長	中島照仁	教育振興部長	中尾勝人
生活環境部 長次	森川泰典	政策調整課長	林嘉明
総務課長	西村直貴	財政課長	松本武彦
税務課長	佐藤愛	住民福祉課長	古谷真孝
子育て健康 課長	谷田悦子	環境対策課長	内野悦規
建設課長	吉田和彦	都市計画課長	杵本幸史

教育総務課長 川 村 大 輔
危機管理課長 植 村 一 之
心 得

生涯学習課長 吉 川 浩 行
こども未来 中 山 寛 子
課 長 心 得

会議に従事した事務局職員

主 事 平 井 貴 之

会 計 年 度 阪 本 武 司
任 用 職 員

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和7年第3回定例会を再開いたします。

本日の一般質問は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきますので、その後、30分を過ぎて発言を続けた場合はマイクのスイッチを切らせていただきます。

本日の質問は、順番6番から10番までの方の質問です。

それでは、質問を許します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（疋田俊文） 6番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） おはようございます。

議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく3点について質問します。

1、町有地の管理について（地番「穴闇135番1」のその後の状況）。

昨年9月定例会で町有地である地番穴闇135番1の管理状況について指摘し、森川町長の家屋とされる建物について親の代からとはいえ登記もされず、また、町として課税漏れで固定資産税が賦課されず徴収されていなかったこと、公有地、町有地、国有地含めてを長年にわたって不法占有したことが明らかになり、法と条例に基づいて、町として、また公人である森川町長個人として対応すること、町有地の管理を強めることが確認され、その後の対応の到達状況について質問します。

1、森川町長の長年住んでいた建物に対する固定資産税についてはどうなりましたか。公有地を不法に占有していたことに対しては、どのように対応され、現状はどうなっていますか。

2、地番135番1で不法占有されている他の区画への対応はどうなりましたか。

3、再発防止のために固定資産税の課税漏れ調査を実施するとしていましたが、進捗状況はどうでしょうか、また、課税漏れの事例はありましたか。地籍調査の進捗状況はどうでしょうか。

大きな2番、国民健康保険について。

政府が昨年12月以後、新規保険証の発行を禁止し、国民健康保険でも8月以後は資格確認書が交付をされています。また、奈良県の国保は保険税率等が一本化されて2年目となっています。今、医療機関の窓口では9種類の資格確認の方法が実施されています。強引な保険証廃止の結果として、窓口で資格確認ができず、1人でも受診できず手遅れが発生すれば、まさに行政の責任と言えます。

以下質問します。

1、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者数、資格確認書の交付状況、また費用、財源はどうなっていますか。

2、保険証廃止に伴い保険税滞納世帯への従来の短期証資格証明書が廃止をされ、特別療養費、これは全額立替払い、後日償還ということになりますが、の支給をすることになり、マイナ保険証、資格確認書でも認識されることになっています。

1つ、特別療養対象者の基準はどうなっていますか。

2024年11月保険証廃止実施前と現在の対象者の人数はどうなっていますか。国保資格確認書（特別療養）は何人ですか。

3、混乱を避けるために国の基準以上に全ての国保被保険者に資格確認書を職権で交付す

る保険者もあります。例えば、東京都世田谷区など。河合町としても検討してはどうか。全員交付するとすれば新たに必要な財源は幾らになりますか。

4、令和8年度保険税率の改定はどうなりますか。また、どこで検討するのでしょうか。

5、令和8年度から実施される子ども・子育て支援金制度で、国民健康保険からの徴収の検討はどうなっていますか。奈良県国保の令和6年度末基金残高は45億円になっており、基金を活用して被保険者の負担増を抑えるよう要望してはどうか。支援金は保険者が直接政府に納付するものであり、県国保とは無関係であり、河合町国保として独自に検討して負担額を抑える仕組みを検討してはどうか。この点については後日所管のこども家庭庁に確認しましたら、国から県国保に請求するということではありました。

大きな3、企業誘致政策について。

企業誘致の取組が進められております。全て反対するものではありませんが、方向性によっては今後の河合町の財政や町のありようにも大きな影響を与えかねない問題です。現時点で以下質問します。

1、企業誘致について、目的、期待すべき成果は何でしょうか。リスクはどのように考えているでしょうか。

2、クリアすべき課題は何でしょうか。その実現可能性はどうでしょうか。

3、町として税金を使わなければいけない課題は何で幾らぐらいかかるかと予想しているでしょうか。例えば、インフラ整備など。

なお、再質問は自席にて行います。

○総務部長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） はい。私から、1点目の町有地の管理に関するご質問についてお答えいたします。

まず、固定資産税の部分でございますが、未評価による課税漏れである状況が明らかになった後、直ちに本町の税務課職員により家屋等の調査を行い、評価額を算出し、課税を行いました。地方税法の規定により5年遡って賦課決定し、通知を行いまして、その後、全額納付となっております。

そして、町有地の部分の対応でございますが、現在、建物は撤去され、土地の明渡しは完了し、占有は解消されておる状況でございます。財務省におきまして、占有に対しての請求の部分現在も定まっていない状況ではございますが、町としましても財務省と同等の対応を

するというところで検討をしておるところでございます。

また、当該地におきまして他の区画を占有しているような対象者に対しても、現在、その解消に向けた交渉を進めておるところでございます。

次に、再発防止を目的といたしました課税漏れの調査でございますが、現在、税務課において取組を進めておるところでございます。航空写真を活用いたしましたS f Mによる調査に加えまして、航空写真と家屋図の情報を合わせた判別調査を取り入れておりまして、少しでも疑義がある物件について現地調査を行うなど、これまでよりも巡回や現地調査の頻度を増やし、調査内容の強化を図っておるところでございます。

この調査といたしますのが、地道な作業となるために時間を要する見込みでございますが、現時点で課税漏れが新たに発覚した事実というのはない状況でございます。

私からは以上でございます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい。私より、1つ目の町有地の管理についての③及び3つ目の企業誘致政策についてお答えいたします。

まず、1つ目の町有地の管理についての③地籍調査の進捗状況でございますが、地籍調査事業につきましては、10か年計画に基づき、令和5年度より佐味田地区より順次進めているところでございます。佐味田地区完了後に穴闇地区に移行する計画ですが、議員お述べの穴闇135番地1付近は穴闇と西穴闇の字界が混在している区域であるため、今後の事業実施に係る区域の設定などについては、双方の大字との協議が必要となっております。

現状といたしましては、西穴闇大字では、事業の実施において大字の体制を整えることが困難であるとの理由により、地籍調査事業の実施の意向は示されておりません。町といたしましては、本事業の重要性や多くのメリットがあることなどに関して、引き続き丁寧な説明を行った上で、町内全域における地籍調査の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の企業誘致政策についてお答えいたします。

まず、①の1つ目、目的と期待すべき成果でございますが、まず、目的といたしましては、安定した税収と雇用の促進、定住人口の増加です。

事業により期待できる成果でございますが、本社移転による法人住民税などの税収と誘致に伴う関連企業の新たな立地、雇用の発生による移住に伴う空き家や公共施設の再活用などを期待しております。また、公共交通機関の利用増加に伴う周辺の活性化やにぎわいの創出、

子育て世代の増加による出生数の増加も期待できると考えております。

次に、①の2つ目、リスクへの考えについてでございますが、誘致事業ではあらゆる曲面でリスクを伴うものと考えております。事業計画時における事業地や事業手法の決定、事業計画、誘致候補とする企業、概算事業費、周辺自治会との合意形成などが考えられます。事業実施時におきましては、詳細設計、事業用地の取得や実際の事業費、企業の途中撤退などが考えられます。事業完了後におきましては、業績不振による企業の撤退、また景観や環境、交通渋滞などが考えられます。これらのリスクを極力軽減するため、先進地事例の研究や奈良県の協力を得ながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、②クリアすべき課題と実現可能性についてでございますが、まず、クリアすべき課題といたしましては、土地の所有者や周辺自治会の事業に対する理解と協力を得ること、事業費を抑え企業が進出しやすくすること、町の負担を極力減らすこと、また、企業のスピード感に対応するため、行政手続を迅速に行うことについて考えております。

実現可能性につきましては、事業候補地の比較検討、事業スキームの立案及び比較検討、概算事業費の算出、また企業へのサウンディング調査の結果を踏まえるなど、事業の実現可能性を高めているところでございます。

最後に、③税金を投じる課題と想定する費用についてでございますが、インフラ整備につきましては、町の負担を軽減するため、補助金の活用などを検討していく必要があると考えております。想定される整備費につきましては、当該事業が実施計画の策定や造成工事に係る詳細設計を実施するまでには至っておりませんので、現時点で明確な整備費をお示しすることはできません。

私より以上となります。

○福祉部長（浦 達三） 議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。私のほうからは、2番、国民健康保険についてを回答させていただきます。5つ質問いただいておりますので、順にお答えさせていただきます。

まず、1番、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者数、資格確認書の交付状況、費用、財源はどうなっていますかですが、こちらにつきましては、令和7年6月末時点で、国民健康保険の加入者数は3,132人、このうち資格確認書の対象者数は1,005人となっております。後期高齢者医療保険の加入者数は令和7年7月末時点4,183人となり、全員に資格確認書の交付を行っております。資格確認書の当初発行に係る費用は、国民健康保険で約36万

936円、後期高齢者保険で187万154円となり、それぞれの特別会計から支出しております。

2番、特別療養費対象の基準はどうなっていますか。2024年11月被保険者廃止実施前と現在の対象者の人数はどうなっていますか。国保資格確認書（特別療養費）は何人ですかとの問いですが、特別療養費に関する基準は、県から示された基準を要綱として定めております。特別療養費の対象者は、令和6年度において3名、令和7年度においては2名となります。

3番、資格確認書を職権で全員に交付すると新たに必要となる財源は幾らになりますかとの問いですが、資格確認書を全員に交付するとすれば、現在の費用に加え約70万円の費用が必要であると試算しております。資格確認書は国民健康保険上マイナンバーカードでオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に交付することとされており、全ての国保被保険者への資格確認書の職権交付は適切でない運用であると考えておりますので、今後も法令や国が示すルールを遵守した運営に努めてまいりたいと考えております。

4番、令和8年度の保険税率の改定はどうなっていますか、どこで検討されるのかとの質問ですが、奈良県全体の保険料必要総額を見据え、奈良県と市町村が緊密に意見交換を行いながら保険税率の見直しを進めていきます。

5番、令和8年度から実施される子ども・子育て支援金制度で、国民健康保険からの徴収の検討はどうなっていますか、河合町国保として独自に検討して負担増を抑える仕組みを検討してみてもどうかとの質問ですが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援金制度については、国の動向を注視しつつ、システム改修や住民周知等の準備を進めてまいります。当制度については、奈良県とも意見交換等の機会があると考えておりますが、県単位化が行われた中、町単独で独自の減免は足並みを乱すこととなりますので、妥当でない現時点では考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、順番に再質問させていただきます。

1番目の公有地の問題についてのこの1年間の取組と今後ということなんですが、一応これらについては基本的には今年4月9日に議会の全員協議会で公表もされております公有地調査検討委員会報告書、また特別監査報告書を基本して確認したいと思います。4月の全協のときには、町としても報告をしながらもまだ対応は最終でないということでもありましたので、その後も含めた現状を確認していきたいと思っております。

まず一つ、固定資産税に関することです。先ほどありましたように、調査をして法に基づいて5年間遡って賦課して納入されているということでした。しかし、その前提ということについてもう一度確認をしておきたいと思います。

一つは、いわゆる課税をしていない状態もしくはそこに建物が建っていたというのはいつ頃かという認識の下でこれらの調査などは行ったのでしょうか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） はい。まず、当該建物の建築の状況でございますが、調査検討委員会の報告に基づきますと、住居の部分については昭和40年頃から、その他の部分についてはそれ以降であったという聞き取りがなされております。そのことから、今回の課税につきましては、家屋の評価システムが対応しております最も古い昭和48年の基準、こちらを用いまして算出させていただき賦課決定させていただいたものとなっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、やはりひとつは課税していなかった期間もしくはそこに当てられる土地として不法占用していた期間としては50年以上にはなっているということを確認しながら、町としてどういうふうに対応するかということを進めてきたというふうを考えるだろうと思います。

その上で、やはりこの今回法的に基づく5年間ということになったんですけれども、ただし、新聞報道等で未納というような報道もされたりして、町長のほうもそれは違うというふうなことで憤慨されていたなども聞いておるところであります。課税されていないこと自身については、また行政であったり、また森川氏本人も本当は気づく場面があったのではないかというふうには思います。

そういう意味では、調査検討委員会の報告で町として言えば平成7年以来数回土地の払下げの要請に来られたとき等含めて、そのときに課税の問題についてもなぜ気がつかなかったのかというふうなこと指摘をされておりましたが、それはやはりどういうふうにやはり森川氏個人についても同じではないかなと思ったりします。その点では今ありましたような数回にわたって払下げを要請したということは、土地が個人のものではないということは既に一応認識されていたということになります。ですから、そのとき固定資産税がどうなっているかを本来は気がつくべきではなかったのか。また、同時にその以後も町会議員や県会議員、

そして今回の二度の町長選挙に立候補されておられますから、当然そういうときは納税の義務を果たしているのかどうかというのは、立候補に当たっての自らのチェックとしては本来重要なことではなかったのかと思います。

そういう点では、そういうことも含めて課税されていない、納税していないということには、全く気がつかなかったかということなんでしょうか。これはちょっと森川氏個人として伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） はい。坂本議員のご質問にお答えします。

私は土地のことは親からも聞きながら、土地を売却してほしいという要望は出しました。家については自分の住民票がそこで取れていましたんで、もう課税されているというように思っておりました。この問題が出て初めて土地の問題調べていった中で、家が登記されていないということが分かりましたんで、すぐに対応するように指示を出したところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点でいくと、やはりこれはとりわけ町長になられるとか、また町で今務められているという点から見たときに、やはりこの税の問題とかについて、ある意味では非常に認識が甘かったということ、同時に結果的には本来納税しなければいけないものを税金を払っていなかったんだということにやっぱりなりますから、そういう点ではこの点についても道義的なやっぱり責任というのはあるのではないかと思います、それについて改めてどう思われておりますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 道義的責任というか本当にそれは感じておりますし、土地の問題についての固定資産税の問題については、ほかの土地もございましたんで、私個人の土地はちゃんと納税をしておりまして、家の土地に関しては本当に知らないということではございません。町長として道義的責任は感じておりますけれども、しっかりとそういうことの今後起こらないように対策を立てて、しっかりと調査をしながら、そういうことのないようにしっかりと対応させていただきたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点ではやはりなぜ気がつかんかったのか、それは行政側もそうなんですけれども、そういうことというのは非常に本当のところ実は納得し難いんですけれども、しかし、そういう点で町としては法に基づいた形で対処するというので最大5年間を遡ったということですが、実態としては先ほどあったように50年以上にわたる期間に当たってそういう状態がされてきたというわけですから、そのこと自身は当然行政としての責任がありますが、同時に先ほど言ったように本来気がつくべき時期はあったのではないかと思ったら、やっぱりそういう点で払えていなかったということで、あるいは税収を少なくしていたといったら変ですけども、そういうことになるわけですから、町民に対してもそういう点ではやはり申し訳なかったという意思についてはやっぱり表明しておく必要があるのではないかと思います。

そういう点では、ちょっと改めてそういう意思を持っておられるかについてちょっと確認して、ある意味そういうことはきちっと表明しておいてほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） はい。議員のお述べのとおり、本当に住民の皆さん方やまた議会の皆さん方には、大変申し訳ないことだと考えておりますし、私自身本当に土地の問題、議員からご質問があるということで、調査をして初めて固定資産税がかけられていなかったということ行政のほうで分かったんで、すぐにそういう体制を取ったということでございます。

今後しっかりとこの要因についても調査し、また、今後このような問題が起こらないように、町長としてしっかり行政に指導をしながら調査をしてまいりたいと考えております。

全体的な家屋調査についても、本当に時間がかかる問題なので、すぐに議員お述べのように対策を講じるということではできませんけれども、しっかりとこのようなことのないように行政としても最善の努力をしてまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で次に、土地の占用の問題について現状については先ほど報告ありました。これについてはやはり特別監査の報告の中ではやはり不法占有という表現をして

いております。そういう認識というのはやっぱり当然必要だろうと思います。とりわけ国有地の135-2については前回の質問以後である意味明確になってきたところではあります。

そういう点では、今、国の財務省の対応に基づきながら町としても対応したいというのが今の状況であります。これについて改めてこれは町の管理者としての森川町長に町有地の部分についての使用料相当損害請求で求めるというのが、これがいわゆる不法占拠財産取扱要領の趣旨であります。そういう方向で国の決定が出たら、当然それに基づいて処分というかかけるつもりであるということは、これはちょっとやはり町の管理者として町長に確認しときたいと思います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

町として財務省との同等の処置を検討しているところではございますけれども、しっかりと町としても対応を指示をしているところでございます。

今後においても、財務省の結果が出次第に対応してまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上でこれはまた区別してあれですが、ちょっと個人としてお伺いしますが、改めてこれ国及び町からこのような形で不法占有に対する処分という形で科された場合は、当然それには従うという立場であるということはよろしいでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 議員のご質問にお答えしますが、これは個人のプライバシーの問題でもございますので、私個人はこの場で先生のご質問にお答えすることはいたしません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、今の件は、この間ずっと言っていますが、公人としての個人という立場は当然町長としてあるわけですから、そういう点でしかるべき処分が下されたら、これに対しては粛々と受けるということで対応するというのは、これは表明すること自体は決してプライバシーというよりはその立場を示すということで、ある意味住民に対して示すということになるんで、ここは表明されてもいいんじゃないでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） はい。ご質問にお答えします。

私個人だけではなしにほかの方もございます。そういう意味では、まず個人のお話をここではさせてもらうことはできないとお話をさせていただきます。また、町長としてはしっかりと対応するように行政として対応するように指示をしております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、それ聞きようによっては、そういう指示が出てもちよっと言い分もあるということで、個人としてはそれに従わないこともありますよというふうにも聞こえるところがあるんです、それは全部そうでないとしても。ですから、ただし公人として当然そういうものがされた場合、これはだから今後ほかのところにもという言い方というのはよく分かりませんが、前例にもなっていくわけなんで、そういう点でいったらしかるべくそれには受けるという立場というのは、これは表明しても決してプライバシーの問題ということにならないかと思うんですが、どうなんですか。そこが、逆に言えば、それは内容見て当然争うこともあるという考えをお持ちなんですか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） はい。何回も言いますが、これは個人の問題でございます。その部分ではプライバシーの部分もでございますので、議員のご質問にはお答えすることはできません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これはまたちょっと今後動向はまた見たいと思いますが、しかし、若干そこは公人としての町長という立場でこの問題が明らかになっているわけなので、ちょっと納得し難いとは今思っておりますので、ちょっと今後の動向をまた見たいと思っております。

しかし、その上で国の対応というのは大体めどはどうなんですか、これは。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） はい。財務省とは随時連絡調整を取っております、動向に関して

はまだきっちりと固まった形での報告というのはございません。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この点につきましては、そういう点では国の処分というか、これが確かなかなか出ない、出ていないということは事情は分かりますが、しかし、それ自身が何でかというの本来あるんですけれども、しかし、そうすると国の対応待ってくれとなると、町の対応もある意味ずるずるとこの問題についても長引くということになって、結局決着がなかなかつかないという印象をやっぱり与えてしまうのではないかと思います。

そういう点でいうたら、まず、町として町有地部分について町独自の判断、ただし、これは今出ております財務省の不法占拠財産取扱要領、これに基づいて、かつ一定中身については監査委員の報告書の中にもある程度こうしてはどうかというような提案もされておりますが、それらも踏まえて町独自としてまず先行して町の処分というかそれについてはやるというふうなことを進めてはどうかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 今回の部分に関しましては、財務省とも最終的な処置期間というのを決めておるんですけれども、町との間で矛盾が生じないように最終的に調整をしながら問題の解決というのを図っていきたいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） それであるならば、先にやっという逆に関がもし決定されたら、それ以下であったりそれ以上だった場合等含めて、それも踏まえて再度決定するということも含めてやるというのが、やっぱりずるずるいくというのが非常に印象悪いと思うんですが、そういうこと本当に検討できないでしょうか。これはちょっと部長ぐらいで答弁していただけますか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） はい。現在、国におかれましては、不法占拠財産取扱要項、これ

に基づきまして対応を検討されておるところなんですけれども、当然国におきましてはもう本当に様々な全国的な事例を基にその対応を検討されておるところでございます。よって、その結論というのが一番合理的な結論であると考えますので、一旦はその状況を注視しておるといふ状況でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、中身に関しては合理的と言いながらも、やはり一つは期間も一番初めに言ったように50年を超えるような状況で、かつ町有地の部分が大半で、あといろんな経過もあるということというのは、国有地とはちょっと本来はその判断基準というのがちょっと違うかもしれないなという気も実はしております。そういう点でいうたら、先行してやるというふうなこと含めてやるのが、町長にとってもある意味政治的なそういう責任を明確にするということからも本来そのほうが、もう1年たっているわけですから、いいんじゃないかと思うんですが、ちょっとそういうふうな考えは本当に前提というのはないでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 先ほど申し上げましたとおり、やはりいろんな事例を基に検討されている国の対応というのを注視したいと考えておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについてはちょっと最後でもう一回触れたいと思います。

その上で、先ほど町有地135-1のほかのエリアの状況ということですが、これも監査委員報告書などでも重機等が置かれているとか、また、それから建物そのものも建っているとかいう場所もある。これについても結局1年たってまだ変わっていないという状況なんですけれども、交渉中ということですが、これもめどはどうなんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） そのめどというのを今ここでお示しすることはできないんですけれども、例えば建設重機を所有していると思われる土木建設業者とは、今週も先週も直接面談の上交渉はさせていただいている状況でございます。何もしていないような状況ではございません。

また、別の建物についても、ちょっとかなり所有関係の権利が非常に複雑になっておりま

すので、ちょっとそういった問題もあって、どなたと交渉していくかというのをちょっと今考えておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましても、今後の再発防止とか、それから対応という点両方ありますので、前例にもなっていくますから、そういう点ではしかるべく進める必要があるんじゃないかと思います。

関連して地籍調査のほうも結局そういうこと明確でないということ、また、そういう明確にする途上でいろんな問題も発覚していったということも含めると、やはりきちっとしていくことが、これが行政を進める上でも、また住民にとっても非常に大事なことやと思うんですが、先ほど一定これがなかなかまだ特に穴闇・西穴闇地域については、地元のところで協力が難しいということなんですけれども、まず調査だけ始めるようなこととか、時期をある程度決めるとかいうそういうこともできないんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） はい。地籍調査につきましては、1区間当たり3年をまず有します。それに基づいて法務局に最後送付するという形になりますので、部分的なこと途中だけするということはちょっと今のところ考えていない状況でございます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） では、先ほどありました地元の体制が整わないということが理由でしたが、それはそれが整わない限り進まないということですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい。今、議員お述べの自治会の協力なくして進めないのかといったご質問だと思うんですけれども、地籍調査につきましては、必ずしも自治会の協力がなくて進めていけないというわけではございません。ただ、土地の境界とかの立会いにおきましては、やはり地元いろいろご存じの方であったりとか、進める上では地元の方にお願いしていただくというところが加速化につながるというところで、こちらとしては自治会の協力を求めた上で進めるというところで考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、佐味田が終わったら次は穴闇、西穴闇地域ということは一応決めているということですから、そういう点では穴闇終わって次の地へ行くときに、体制が整わなくてもいつ頃ぐらいからは始めるというふうな計画としてはある程度もう明確にすると、そういうところぐらいまではやっておいてもいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい。前段私のほうから地籍調査の重要性、また多くのメリットがあるという説明をさせていただきました。まだ穴闇地区というのも今後10か年計画にさらに更新されて期間は要するものと。その中で、当然西穴闇地区におかれましても、地籍調査の協力をいただけるように丁寧な説明を行いまして、推進してまいりたいというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひここはいつからは始めようという、佐味田の終わる部分も含めてです、関連しますが、そういうことは明確にして進めるという体制をやっぱり示して、その上で地元とも協力するというような方向にやっぱり持っていくべきではないかと思うんで、そこはぜひ積極的にやるという方向で日程は決めていってほしいなと思っていますところ。

最後に、この問題発覚してやっぱり1年になります。改めて先ほどありましたように町民に謝罪すべきことは謝罪して、残っている課題は早急に進める。そして、この問題への対応と終結をするというその姿勢が必要ではないかと思います。その間もし森川町長が次期町長選挙とか立候補するのがあるのであれば、そこでこの問題での住民のやっぱり審判を仰ぐんだ、それくらいの覚悟を持って早急にめどを明確にするという立場が必要ではないかと思いますが、最後ちょっと町長その点どうでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

私の個人の今土地の問題で言えばもともと国有地の池でございました。この池が同和対策事業で町が取得をされた。その時点で境界明示も国と町とできていたわけでございます。

その境界明示の中に家が建っていたということで、その経過もしっかりと調査もしながら、なぜそういうふうな国と町と話ができて土地の明示もされているところがなぜ今までほったらかしになってきたのか、そういうことも踏まえて調べてまいりたいと思っておりますし、今、財務省のほうと協議はしておりますけれども、早急に答えを出していただければ、また対応して、次、次期選挙に出るかどうかは分かりませんが、しっかりと住民の皆さんにはこの初めの経過から今までの経過しっかりとお知らせをするように考えております。

いろいろ議員の議会の皆さんにもお話をさせていただいたり、また、住民の皆さんにもしっかりこの当初の経過から今の形、終結するまでの間の話は今後させていただきたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと終わりにしたかったんですが、今の町長の答弁のときに、まだ調査すべきこともあって、境界とかその上で結論をつけるみたいな、町有地と国有地の境界のこととか含めて、そういうことをちょっと言われたように受け止めた。まだその段階かという気がするんですが、それは部長どうなんですか、そういうこの現状は。

○総務部長（小野雄一郎） はい。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） はい。今ご質問いただいております穴闇135-1及び2に関しましては、既に実測の測量というのも終わっていますので、全てそういったものは確定しておるという認識でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） これについては、先ほど言いましたがやっぱり粛々とやはり決定をして、それは受けると、個人としても、いうことを進めていったらやっぱり速やかに決着はつけるということで進めていくべきではないかということをもう一度に明確にして、次ちょっと移りたいと思います。

2番目に、国民健康保険について伺います。

この問題何度か取り上げておりますが、これ自身はやっぱり国民健康保険については県一体化ということで保険料率等も統一して進めるということ、ほとんど保険者としての町独自の施策というか、これについては行えない、行わないというふうな状況になっております。

命を守る最後のセーフティネットという点の社会保険としてとりわけ国民健康保険の役割があるので、ぜひこれやっばりはっきりしてほしいという思いがありますので、その時々はその運営についてやっばりただして改善を求めていきたいところなんです。

それで、先ほども言いましたが、保険証の件については、7月末で国保については有効期間が終わって、8月以降はマイナ保険証か資格確認書、それ以外も含めて7つぐらいの現場では確認の方法があるんですが、そんな状況ですが、しかし、これも何回も言っていますが、実は8月末の時点でカードのマイナンバーカードの保有者というのは、国の資料によれば河合町で約1万3,000人、78.8%、非保有者が3,500人、マイナ保険証の登録数というのは国平均で86.6%ということになります。ですから、未登録というのはおよそ含めたら河合町だけでもやっばり5,000人はまだいらっしゃるんじゃないかなと思います。マイナ保険証を使っていない方、その方々に対して資格確認書、後期については全員に出すというふうにしましたが、それ以外についてはそれぞれが出される。社会保険関係は11月末で有効期限が切れるとなります。

そういう点でいくと、やっばり多くの方が極めて実は不安定な、資格確認書は1年限り、今のところ、いうことになっていきますので、そういう点ではこれに対する対応というのはぜひ考えてほしいと思いますが、一応住民から何かしらのこの件について苦情とかもしくは問合せなんかはあったというような事実はないでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。今のところ大きなトラブルはないと承知しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、やっばり診療所窓口なんかでもちょっと聞いたりしましたけれども、やはり幾つかやっばり古い保険証持ってきたりとか、確認がずっと出なかったりとか、やっばりあることはあるみたいです。

その上で、これについてはマイナ保険証については言わば返上というか取り消すということもできるようになっておりますが、件数は別にしてもそういう事例というのは何件かこの間もありますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。被保険者の数なりにお届けいただいておりますと承知しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） あと、具体的な問題では、特別療養というのはこれは全額立替払いになるんで、従来短期証の場合は3割負担とかあった上で後でまたということだったんですが、資格証明書というのは全額やったんだが、これは全部特別療養ということで全額立替払いになる制度になったということもあるので、ちょっとここは本当に慎重な対応ということできき聞いたんですけどもぜひ、県の基準というのがちょっと明確ではないんですが、それはどういうふうな基準になっておりますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 滞納の期間、所得の状況などをベースとして、弁明の機会を付与した上で、個人の情報をしんしゃくして判断するものでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） これも従来滞納期間だけでなく納付勧奨とか特別な事情の聞き取りとか丁寧な対応した上で決めろというのが資格証明書のときそうでしたし、今もそれが生きていくということなんで、機械的なこれもう時期が来たらすぐ全額負担の制度にっちゅうなことにはならないようにぜひ進めていってほしいと思っております。

その上で、来年度から入ります子ども・子育て支援金というこれの関係なんですけど、まだ実情がよく分かっていないんかもしれませんが、これは子ども・子育て支援金というのは、大体どういうものだというふうに今現時点では何か理解されておりますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 一般的な基準は示されておるんですが、まだ詳細については決まっていないと承知しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） この支援金自身が国のいわゆる異次元の少子化対策ということで進めて

いる事業の財源です。来年8年からとりわけこども誰でも通園制度などもこれに入っております。その財源を今回いわゆる各保険者から徴収するというのが、新しいことになって国保にもこれが適用されるわけです。ですから、来年からはこれを取れとなっているので、大体1人当たり今資料としては、こども家庭庁当然ホームページもありますけれども、今考えておられるのは一月国保でしたら250円、年額3,000円というあたりを第1年度徴収するとなっております。ですから、明らかに大きな増税に3,000円ぐらいなるわけなんですね。ですから、それがどういう形で賦課されるのかというのは大変大きな影響だと思っております。

これが国保税の一つなんですか、もしそういう形で徴収されるとしたら。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、国保税の一環として徴収することになります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、これは見てみたら当然国保税法の改正もなく、条例は一部変えるかもしれませんが、これを決めているのが子ども・子育て支援法、その中に各健康保険者から徴収せいと。だから、請求もこども家庭庁から請求すると。決してだから従来の国保税のような所得割、医療、介護、それから後期というの区別されるものとは全然違うんですが、そこに賦課されると大変実は変なことになってきます。ですから、その実行に当たっては本当に慎重にかつ法的な根拠も含めてしっかりと見てやっていただきたいと思います。

ただ、これが実行されるとなると、先ほど聞きましたが、県の国保税につきましては、国保料につきましては統一しているんですが、令和7年度は据え置いた。来年度どうするかというのは、まだ決まっていないんでしょうか。先ほどどこで決めるかは聞きました。もう一度ちょっと言うてください。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 現時点まだ示されていないものと承知しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、これは従来などでいったら県の国保の方針書から言えば、担当課長会議みたいところで検討して大体決めるみたいなことで、賦課するのは町ですからそ

こへ来ますけれども、もしそこで値上げもされる、かつそれに今回子ども支援金という形で大体おおよそ1人3,000円ぐらい、均等割ぐらいになるかと思うんですが、それが賦課されるというのは大変大きな負担になります。ですから、極めてここは慎重に対応していただきたいと思うんですが。

その上で、先ほど言いましたように、こども家庭庁から県の国保に請求書というか、何ぼ納めなさいというのが来るみたいなんです。ですから、それをどう保険者個人に被保険者が下ろすのか、多分県レベルの判断になりますから、そういう点でいくと、今、先ほどのように県の国保は45億ぐらい今基金ためているんですね。

ですから、そういうこと含めて安易に賦課するな、もしくは各市町村のところでも判断できる、そういうものとしてやってくれみたいなことをぜひ要望していただきたいんですが、その辺はどう思われますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 会議の中でご意見としては、県と一緒に協議してまいりたいと考えておりますが、市町村単独でこうしてくれという要望が通るかどうかはちょっと分からないものと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、これは県の統一化をした際の基本的保険料率ということなんで、保険税としての部分、いわゆる県に納付してもらうて、そして療養の給付を賄う原資です。ただし、今度の財源とは全然違うんです。だから、子育て支援の一環の分で全然別な枠なんです。ですから、本来の統一していたというてもそこだけ県で決めるって本来は根拠がないんじゃないかなと思います。それでも市町村でも当然考えてもいいことじゃないかなと思います。基本的には県全体で基金使ってやったらどうやと思います。多分県全体でこれ基金使えば7億そこそこになると思うんですが、45億ぐらいありますから、かつたまたもし河合町でやったら約1,000万弱ぐらいになると思うんですが、それもうちも3億3,000万の今基金ありますから、そういうことも含めてやっぱり急激な負担をさせないというふうなことをぜひ検討していただきたいと思いますが、それについてはちょっとどう思われますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 仕組みとしては、後期高齢者支援金によく似たものかなと承知しております。その上で、町が単独で自らの基金を投入して税率を下げるというのは考えられないものと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 多分全然違うと思います。こども家庭庁の支援金のこの法律上書いているのは、賦課する金額だけで、どんなふうを集めよというのは全然書いていなくて、保険料と一緒に集めてくれというだけなんで、どう集めるかいうんは各保険者が決めることに多分なると思います。ただし、これもですから所得とか、それから平等割とか国保の場合ありますけれども、均等割だけになるんじゃないかと思ったりします。そういう点では別物なんで、そういう点ではぜひそのあたり頭に入れて対応していただきたいと思います。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 今現時点、県で決まっているのは、二方式、所得割と均等割にて徴収するということでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 全体に言いたいのは、ただ、あと一つさっきの資格確認書全員に職権で発行したらどうだということで、先ほどやっぱり法律とか国のルールに基づいてということを書いてきましたけれども、しかし、初めに言ったように、例えば東京の世田谷区などでは先行して全員に出すということで既に実行されております、9月以降。これ自身がだから違法だということで取り上げられてはおりません。まさに保険者の職権としてできることです。職権というのは保険者というののうちで言えば森川町長、最高責任者になります。そういう点でいうたら、町長自身がその判断をするかどうかには実は本当はかかってくると思う。

ちょっと今の議論も含めて来年始まります新たな支援金制度等も踏まえて、やっぱり住民の負担が大きく増えるとか、その仕組みについてはちゃんと慎重にかつ県にもしっかりと物を言っていただきたいと思いますが、ちょっと全体の議論も踏まえて、町長、どう思われますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

大変負担が増えるような話でございますので、しっかりと検討もしてまいりたいと思っておりますけれども、この子ども・子育て支援金制度に関するものも含めて、国民の県単位化の下、国民健康保険税について河合町が単独で独自減免を行うことはできないものと考えますので、国保加入者が健康でいていただくよう、事業等の河合町が独自に検討できる分野についての施策の拡充を今後とも検討してまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、4分前でございますので。

○6番（坂本博道） これ何度も言いますが、できないという表現ですけれども、その根拠はと言われたら、実は本当は答えられないと思います。法律的には当然できます。ただし、申合せやと、こういうことになっている。ですから、そういう点では寄り添う形で、独自に県や国の言いなりじゃなくて、その制度の趣旨に沿って運営するという立場をぜひ持っていたきたいと、ちょっとこれについては最後言っときたいと思います。

ちょっと時間あれですが、最後に3点目、企業誘致について幾つか確認したいと思います。

これについては、やっぱり一番心配しているのは、税金とかを多く投入して、それで結果としてうまくいかなかったときとか含めて大きな負担がまた将来にわたって住民に残っては一番駄目だと、また、環境なども含めて思っている点で、そういう点では節目節目でやっぱりチェックするということが必要かと思っております。

その上で、先ほど幾つか課題挙げられておりましたが、とりわけ初めにやっぱり事業手法の決定と協力者の選定というのが一つ大きな課題になるんじゃないかと思いますが、ちょっとこの件についてはどういう手法があってどう考えているかご説明願いますか。

○議長（疋田俊文） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 事業手法でございますが、昨年度、事業手法の検討業務を実施しております。その業務におきましては、企業誘致の実現可能性というところで検討しております。その中で事業手法というのを3つ考えております。

まず、従来型といたしまして、造成工事、用地の確保、そういった企業誘致、そういったものを全て行政、町が行う手法でございます。

そして、2つ目の事業手法というのが、事業協力者方式と言いまして、事業協力者を選定いたしまして、事業協力者に用地の取得交渉であったり、取得、そして造成工事、そして企業の誘致まで行っていただくものでございます。

そして、3点目といたしまして、こちらも事業協力者方式となっておるんですけれども、また、そんな事業協力者方式の中でも事業コーディネート方式といたしまして、町独自で考えたものでございます。それにつきましては、先ほどの事業協力者方式と同様に事業協力者が用地の交渉、取得、設計、造成、企業誘致までを行いまして、直接進出企業と事業用地を取得、受渡しを行うものでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上でどれを選択すると考えておられるかということについて。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 先ほど申し上げました事業手法検討業務の中では、やはり事業協力者方式、事業コーディネート方式が河合町に適しているのではないかという結果になっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） もう1点多分重要なハードルになると思いますが、用途地域の変更ということで、市街化調整区域から工業系用地への地域の変更ができるかどうかだと思いますけれども、これについては時期と可能性、条件についてはどういうふうに考えていますか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） まず、現時点での大まかな予定とはなるんですが、事業スキーム、事業手法につきましては、令和7年度中に決定を考えております。その後、地元自治会及び土地所有者の合意形成などを図る予定をしております。同時に、市街化編入及び用途地域の見直し等の手続を進め、令和9年の春頃の都市計画の変更を目指しております。ただし、事業スキームにより実施すべき内容というのが変わりますので、あくまでも現時点の予定という形になっております。

そして、市街化編入の条件というところでございますが、市街化編入というのは、町が案を申し出て、奈良県が決定を行います。決定には土地利用計画の根拠であるとか、また奈良県の土地利用方針との整合が図られているか、そして土地利用の現実性が見られるかなどが検討された後、問題なければ手続が行われていくものと確認しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今の確実性という点では土地の取得とかも一定進んでいるということも条件になるのでしょうか。

○議長（疋田俊文） はい、杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 事業の確実性につきましては奈良県が判断することになります。が、一定地元であったり土地所有者との合意形成が図られているかなどがやはり確認の一つの材料となると考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） それで、これ最終的に事業者が決まる、決まるということもまずハードルですけれども、誘致事業所が、それで実際に操業開始というか、いつ頃にはスタートして初めに言われたような成果を達成が始まるというふうに考えている事業なのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 先ほど申し上げました市街化編入が令和9年の春頃を予定をして目指しているところでございます。そして、その後、事業用地が取得できましたら、開発の許可申請であったり農地転用、その後、造成工事に取りかかりまして、今の大まかな予定とはなりますが、令和10年度に造成工事の完了、11年度に企業誘致を行いまして、進出される企業が建物を建てられるというふうな形で、11年度ぐらいをめどにしておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに、そういう中でまだハードルあると思いますが、しかし、実際上は多分先ほどの用途変更なんかも含めてやるときに、既に土地の収用とかある程度地元ともめどをつけてみたいなのが必要条件になってくるんじゃないかと思えます。そういう点では、今年年度には方式も決めてもう取得も始まるぐらいのテンポになるんじゃないかなと思ったりします。ですから、最終的にいろんな意味でリスクというか、要するに資金を税金で準備してやると考えると、やっぱりリスク低いのはコーディネート方式だと思うんですが、しかし、これも節々でチェックあると思えます。

そういう点で最後に町長に伺いますけれども、河合町の非常に大きな影響を与える事業で

すので、住民によく説明し、意見を聞き、必要なときは中止撤退もする覚悟で進める事業だと思いますが、町長はどう思われますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

この企業誘致については、河合町の本当に未来をつかさどる事業だと私自身考えております。河合町の人口減少今1万6,000人を切ろうとしておりますけれども、やはり人口減少を止めるためどのような手法を考えていけばいいのか、また、河合町にある様々な企業が河合町から出ていくことのないようにしっかりと抑えていかなければ、河合町の税収入が一段と財政が厳しくなるというように考えております。

しっかりとこの企業誘致を進めていく中で、様々なメリットを考えて進めている事業だと思っております。町の財政再建のためにも企業誘致を本当に安定した税収入や雇用の促進、定住人口の増加を図ることを考え、市町村間で今企業誘致をされているところも多くあります。その状況にあって、本当に企業誘致の争奪戦を河合町がどのように勝ち抜き、我が町が将来への発展、また存続させるためにも、この事業は一日も早く事業を進めることが本当に重要であると強く信じており、町のかじ取りはさせていただいております。しっかりとこの事業をできるように、議会の皆さん方やまた町民の皆さん方に必要性を訴えていきたいと思っております。

本当に議員お述べのようにリスクがあるのかも分かりません。けれども、そのリスクをないようにしっかりとこの事業の計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、1分ですのでまとめください。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 最後にしたかったんですが、ただ、先ほど言いましたが、もし状況によってやっぱりリスクも考えているときに中止撤退もあるというそういう覚悟というものも必要だと思うんですが、それについてはどうですか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 議員お述べのように、その事業が本当に行き詰まる、また、できないという場合には、英断を下さなければならないときもあると考えておりますので、どうかご理

解のほどお願いいたします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 以上で終わります。

○議長（疋田俊文） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

10分間暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（疋田俊文） 7番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範が通告書に基づきまして、議長のお許しをいただきまして質問をさせていただきます。

項目としましては、4点用意させていただいております。

まず1つ目、令和7年度税制改正による所得税控除に関する見直しについて質問をさせていただきます。

通告内容を読み上げます。

令和7年12月1日に施行される税制改正により、所得税の基礎控除額が合計所得金額に応じて改正され、給与所得控除額については、最低保障額が65万円に引き上げられます。また、特定親族、これは注記を用意しております、下段のほうになるんですけども、読み上げます。特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族、配偶者、青色事

業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く、その形で合計所得金額が58万円を超え123万円以下の人を特定親族と言います。その特別控除の創設により、その特定親族1人につき特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除することとなりました。この税制改正に伴い、源泉徴収業務に変更が生じ、特に来年度以降の税収に影響が出るものが想定されます。

よって、以下の項目を質問いたします。

1番、令和7年度中の事務手続対応と歳入見込み、特に住民税、地方交付税交付金について確認をいたします。

2点目、令和7年度以降の事務手続対応と歳入の見込み、特に住民税、地方交付税交付金について確認をいたします。

3点目、町民への周知はいつ実施するのか。

4点目、減収分、これは想定されるものなんですけれども、減収分について政府より地方交付税特例交付金なり臨時財政対策債発行など、来年度に向けて指針が出されているのでしょうか。

以上4点ですね、項目1では質問をさせていただいております。

続きまして、大別しまして2番目の質問事項、障害ある町民に係る公的給付とひとり親家庭含む医療制度の所得制限について質問をいたします。

令和7年8月1日、参議院に議員立法障害児福祉に係る所得制限撤廃法案が再提出されております。この法案は、障害のある子供の養育に係る経済的な負担を軽減するため、特別児童扶養手当などに関する公的給付の所得制限撤廃のための措置を定めるものであります。今後、この法案について審議が行われていきますが、それに伴い、河合町において、ひとり親家庭への福祉・医療制度取得制限を含んだ形、その上での下記の事項の実態を確認したいと思います。

1点目、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の特別児童扶養手当と障害児福祉手当の対象総数、それと所得制限の対象人数。

2番目、児童福祉法に規定する放課後デイサービスに係る障害児通所給付費等の対象総数と所得制限対象人数。

3番目、特別支援学級への就学奨励に関する法律の規定により支給する経費の対象総数と所得制限対象人数。

4番目、心身障害者医療費助成の対象総数と所得制限対象人数。

5番目、重度心身障害老人等医療費助成の対象総数と所得制限人数。

次項に移りまして、6項目め、精神障害者医療費助成の対象総数と所得制限人数。

7番目、ひとり親家庭等医療費助成の対象総数と所得制限人数。

以上7点ですね、事前に通告させていただいております。

大別しまして3番目の質問事項、文化庁伝統文化親子教室予算について質問をさせていただきます。

現在、月3回、毎週に近いんですけども、月3回土曜日に町立公民館にて文化庁伝統文化親子教室事業として、親子お琴教室が河合町パートナーシップの協力の下実施され、多くの親子が伝統楽器琴に触れ、奏で、伝統の継承を図っております。この事業の予算編成について以下の事項を質問いたします。

1つ目、過去5年の参加者数推移。

2つ目、過去5年の予算額推移。

以上2点ですね、通告させていただいております。

最後になりますが、大別して4つ目、消火器について質問をさせていただきます。

毎年9月は、1932年に発生した関東大震災、1959年に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風を教訓として防災意識を高めるために制定した9月1日防災の日になんだ防災訓練が行われる月です。各大字自治会では避難訓練が行われつつ、これ防災訓練も含めての形の表記とさせていただきます、火災対応の消火訓練、水害対応準備の土のうづくり等が毎年度、今年度もですね、実施されると思われま。

下記の事項を質問し、各家庭での初期消火に欠くことのできない消火器について提言をいたしたいと思っております。

1つ目、各大字自治会の防災訓練実施予定内容。

2番目、各家庭の消火器有効期限点検の周知実施履歴はあるかないか。

3番目、消火器の再充填事業者紹介の実施履歴はありますか。

4番目、消火器種別の紹介を周知実施した履歴はございますでしょうか。

5番目、消火器がない場合の消火法の紹介実施履歴、こういった形のものを今までしたのかどうか、してあるのかどうか。

そういった内容、5項目ですね、事前に質問事項として設けさせていただいております。事前通告書を読み上げました。

再質問につきましては、自席に戻りまして質問をさせていただきます。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、まず私から1点目にご質問いただいております令和7年度税制改正による所得税控除に関する見直しの部分についてお答えいたします。

まず、令和7年度中の事務手続の対応についてでございますが、税制改正に対応するためのシステム改修、これが必要となりますが、保守契約の範囲内での改修となりますので、現時点では新たな費用は生じないと見込んでおります。また、7年度中の住民税の歳入見込みについても、特に影響はないと考えておるところでございます。

次に、翌年度以降でございますが、事務手続の対応で必要となることは特にございません。住民税の歳入の見込みにつきましては、令和8年度の税収に影響が出ることが想定されております。令和7年度の納税義務者のデータを基にその影響額を試算いたしましたところ、約500万円弱の減収になるのではないかと見込んでおるところでございます。

そして、この周知の部分についてのご質問でございますが、今定例会に提出しております税条例の一部改正、こちらの議案が可決されましたら、10月の初旬にまずホームページへの掲載をということで考えております。町広報紙への掲載につきましては、令和8年度の住民税の税額決定前の4月、この時期を予定しておるところでございます。その他町民税の申告書を送付するときや税額決定通知書を送付する際に、周知文書の同封といった方法も考えておるところでございます。

次に、その町税が減収する部分の何か指針のようなものはないかというご質問でございますが、現在のところ、特例交付金などによる特段の措置が具体的に示されたものというものは確認できておりません。ただし、普通交付税の措置を通常の算定過程におきましてその減収分相当額が交付税措置されると、そういう認識でございます。

そして、大きな4点目としてご質問いただいております消火器についてお答えさせていただきます。

その中の1点目でございますが、各大字自治会の防災訓練の実施予定内容につきまして、今後、実施される訓練の具体的な詳細というのがちょっとこちらでは把握できておりませんので、昨年度の実績ということでご答弁させていただきます。

昨年度の防災訓練は9つの各大字自治会で実施されており、訓練内容というのは地域によって様々となっておりますが、主に集会所への避難訓練や炊き出し訓練、AED訓練、そして水消火器の訓練となっております。

次に、各家庭への消火器有効期限点検の周知を実施した履歴でございますが、広報紙等で今までに実施したということはありません。

次に、消火器の再充填事業者の紹介につきましては、町にもしお問合せいただいたときには、町内の事業者をご紹介させていただいておるところでございます。

次に、消火器種別の紹介の周知ということでございますが、こちらにつきましては、毎年1月の下旬の廣瀬神社で行う文化財消火訓練におきまして、神社関係者を対象に実際の消火器を使った訓練、こういったことをしておりますので、その際に種別等の説明も行っておるところでございます。

そして、もし消火器がない場合の消火方法を紹介したというこれまでの履歴につきましては、総合防災訓練におきまして、天ぷら火災消火訓練を行った際に、ぬらしたバスタオルを用いた消火の方法というのを紹介したことがございました。

私からは以上でございます。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） はい、私のほうからは、2点目の障害のある町民に関わる公的給付、ひとり親は家庭を含む医療制度の所得制限について回答させていただきます。

7点質問していただいておりますが、3番目の特別支援学級の就学奨励費以外の分について回答させていただきます。

まず1番、特別児童扶養手当の対象人数についてですが、こちらは64名となっております。そのうち、所得制限の対象者は4名となっております。障害児福祉手当に対する対象人数は6人です。そのうち、所得制限の対象人数は1人となっております。

2点目、放課後デイサービスの利用人数につきましては83人となっております。月額利用料は世帯の収入によって3段階に分かれます。生活保護世帯や非課税世帯などの低所得世帯については費用負担なしとなっております。それ以外の世帯で世帯収入が年間でおおよそ920万円以下、住民税所得割28万以下の世帯については、月額利用の上限が4,600円となっております。世帯収入が920万円を超える世帯につきましては、月額上限が3万7,200円となっております。利用者のうち費用負担なしの方が12人、4,600円の方が65人、3万7,200円の方が6人となっております。

4点目、心身障害者医療費助成制度についてなんですが、令和6年度は129名の勸奨対象者に対し8名の方が所得制限の対象でした。

5 点目、重度心身障害老人等医療費助成制度につきましては、令和 6 年度は159名の勸奨対象者に対し10名の方が所得制限の対象となっております。

6 点目、精神障害者医療費助成の対象者は、令和 6 年で121名となっております。所得制限対象人数は 4 名です。

7 点目、ひとり親家庭等医療費助成制度について、令和 6 年度は314名の勸奨対象者に対して56名の方が所得制限の対象でした。なお、このうち25名の方は申請却下後、子供の部分については子供医療費助成の対象となっております。

以上です。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、2つ目、障害ある町民に係る公的給付とひとり親家庭を含む医療制度の所得制限についての3つ目、特別支援学級への就学奨励に係る法律の規定により支給する経費の対象総数と所得制限対象人数についてお答えをさせていただきます。

令和 7 年度の特別支援学級への就学奨励に関する法律に基づき支給する経費の対象総数につきましては91人、所得制限対象人数につきましては 4 人でございます。

続きまして、3つ目の文化庁伝統文化親子教室予算についてお答えさせていただきます。

過去 5 年の参加数の推移につきましては、令和 2 年度14人、令和 3 年度17人、令和 4 年度14人、令和 5 年度と令和 6 年度は19人でございます。

過去 5 年の予算額推移につきましては、町といたしましては財源はございませんが、文化庁による伝統文化親子教室事業を活用され、河合町といたしましては琴・三絃教室菊恵美会が文化庁に申請し助成を受けられております。助成額といたしましては、令和 2 年度25万 2,555円、令和 3 年度から令和 5 年度まで30万円、令和 6 年度は26万5,000円を受けられております。

以上でございます。

○2 番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2 番（常盤繁範） 事前通告に対してご答弁いただきまして、ありがとうございました。

確認事項ばかりですので、あまり追加質問の内容は今回考えていないところではあるんですけども、その中でも少し確認させていただきたいところもございまして、設問ごとに

追加質問させていただければと思います。

まず、1番の質問事項、令和7年度税制改正による所得税控除に関する見直しについてというところの部分で追加質問させていただきます。

ご答弁いただいた内容で当然私としては分かっているところ重々あるんですけども、十分あるんですけども、これ住民の方にとってはよく分かりにくいと。もっと言えば、最近国政選挙あったわけですね。その中でいろいろな党がいろいろ訴えている内容があったわけですね。じゃ実際にその内容がどういうふうに税制に反映されていくのか、実際我々がどのようになっていくのか、税金どのぐらいになるのか、手取りがどうなるのか、そんな感じのものを伺っている中で一度確認すべきなのかなと。そういう意味で設問を設けさせていただいております。

設問1については、当然制度上そういった形になると思います、影響もないという形で。また、システム変更で経費はかかるという形ですけども、もともとの契約上のもので、それに関しては費用発生は想定されていないと。安心しました。

続きまして、2番、事務手続、これは今年度以降の部分に関してのものなんですけれども、ここが非常に心配なところでございます。想定される住民税の減収分500万円想定されるという形でありますけれども、これ今現状で改正される数値の部分での想定額ですよ。まずそこ確認したいんですけれども。

○議長（疋田俊文） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤 愛） はい。お答えさせていただきます。

この算出した500万弱というのは改正になった後の額で試算していますが、基になっているデータが令和7年度の納税義務者の方のデータを基に税制改正後の額で置き換えて計算しております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。ありがとうございました。

この500万円という金額ね、例えばですけども、控除額がどんどん引き上げられていけば想定される金額はどんどん上がっていくという形になると思います。

その中で、ご答弁いただいた中で4番の部分で地方交付税で減収分はカバーリングされる、簡単に言えばね、簡単に言えばカバーリングされるので、あまり大変な状況だという形のも

の認識はないという形のご答弁いただいている形ではあるんですけども、これ基本的には結局人口問題なんですよね。人口のまず増減に対してもやっぱり変わってくるわけですよね。その辺のところの認識というの確認させてもらっていいですか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） はい。答弁させていただきます。

普通交付税につきましては、基準財政収入額とあと一方で需要額、この差額が交付税措置されると、交付税として市町村に交付されるというものでございます。

まず、この税制改正部分につきましては基準財政収入額に影響が出るんですが、議員お述べの人口というところは、特に需要額のほうに参与してくるところかなと考えておきまして、交付税そのものの大きな要素としては議員お述べのとおり需要額、人口が重要になるというところでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。私のほうの質問に寄せていただくような感じでご答弁いただきましてありがとうございました。

大事なところは税収の増減というのはあるんですけども、大事なのはいかに河合町にどれだけの人口がいらっしゃるかというところの部分が基礎になるわけで、やはりその部分に関しては、国のほうで例えば制度設計税制の改正があって、その中で要するに税収の見込みというの変動してくると思うんですよ、これからね。要は、租税の見直しもしましうみたいな国会の審議ではされそうな感じです。開かれていないんですから全く未定なんですけれども、その中で租税自体も見直していかないといけないという論議も起こり始めておりますんで、その中で、河合町においてはいろいろな影響を受けてくると思うんですよ。そこで、やっぱり大事なところというのは人口、人がどれだけいるかというところが需要額の算定に重要な要素としてありますので、そこは考えるべきところではあるのかなと。特に、答弁を求めませんけれども、町長におかれましてはその辺しっかりと意識していただいて、町政をかじ取りしていただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

その上で、少しそれるんですけども、3番目の事項について確認を取らせていただきました。今回9月定例議会には出されております議案のほう、この税制改正に伴う形の条例改正ですね、その議案が出されております。その周知について、10月にホームページ、その後、

翌年の令和8年4月には広報紙にもと、また、通知書には同封させていただく形で通知させてもらいますと、改正部分をですね、そういった形のものもしっかりと行っていただきたいと考えますので、これ必ずしていただきたいと思うんですけれども、事前のその打合せの段階では10月のホームページ掲載というのは聞いていなかったんで、これ本当なのか、やれるのかどうかというの確認したいんですけれども、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤 愛） お答えさせていただきます。

一応9月末には議案が可決されましたら9月末頃には準備をさせていただき、10月1日にはホームページのほう掲載は可能かと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） 必ず10月1日にしなさいよという決まりはありませんので、中旬でもいいですし、11月初めでも構いませんので、しかしながら、議会のほうで決定された事項で、町民の方々において生活の部分変更される、要は変わってくるというところの部分については、まず、広報紙を起点とするのではなくて、まず最初に周知できるSNSを活用した形でのホームページでの掲載ですとかSNSを活用した形の周知から始めていただければ、これが今後はスタンダードになると思いますので、広報紙を中心として考えるのではなくて、まずデジタル上で周知するという形ものは皆さん意識づけしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の項目ですね、2番の項目について追加質問させていただきます。

障害ある町民に係る公的給付とひとり親家庭を含む医療制度の所得制限についてということについてご答弁いただきました。

その中でまず最初に確認させていただきたいのは、これ制度上現況届の提出ということを求められる、町民に対してね、求める形になると思うんですけれども、それは間違いありませんか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。毎年所得のほう変わりますので、大体8月から7月ベースということで所得の確認させていただく意味で現況届のほう提出していただいております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 広報紙ね、広報かわい7月号にその内容について書かれているところあるんですけども、この現況届等の確認について更新手続きみたいな表記になっていると思うんですけども、この方法についてなんですけれども、申請書類を送付しますという形になっているんですけども、これについては、確認したいんですけども、おたくの場合はこうですよというものを送って、それについて確認できましたか、確認した場合はサインしてくださいねという形で書類記載してもらって返送してもらうような形になるんですかね、その形を取っているんでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。広報に載せさせていただいておりますのは福祉医療になりますんで、福祉医療については議員お見込みのとおりでございます。ほかの国や県の部分につきましては、書類を送らずに案内を送らせていただいて、窓口の事務になっております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 基本的には書類のやり取りという形のもので、かつ窓口での対応と、対応といいますか確認という形を取っているという形でご答弁いただきました。

その中で、例えばなんですけれども、うち所得制限かかっている形になるから、例えば今質問した内容ですね、これ要はとぼけておこうかと、要はね、そういった形で申請をするという現況届として出すという形のものが仮にあった場合、どういった対応になるのかご答弁いただけますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。申請に基づいて所得のほう確認させていただくという作業がありますので、それで基本的には機械的にはじかれると。はじかれた方につきましては、却下通知なりの連絡をさせていただくという手順になっております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。

現況届の確認についてはちょっと簡単に確認させて、今やり取りで確認させていただきました。

それで、それぞれの項目挙げさせていただいた内容について、他町のね、近隣他町もちょっと確認させてもらっているんですよ。その中で、例えばですけれども、心身障害者医療費助成ですとか、重度心身障害者老人等の医療費の助成、精神障害者医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成、こういったものそれぞれの基礎自治体で例えばその所得制限をなしにするとか、そういった試みというのを実際に条例変更して行っている形ではあるんですけれども、これに関して確認したいんですけれども、各自治体でこれ変更することは可能なんでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。所得制限につきましては、一応県のほうから基準は出ております。県の基準に当てはまりましたら県のほうから2分の1の補助が出るというところで、基本的にはその基準に合うように所得制限は設けておりますけれども、議員おっしゃるように、中には所得制限を撤廃して町単独でというところでされている市町村もあります。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

なるほどね、ちょっと私の知っている方で町民の方、今回この質問をさせていただきかけといいますか、ずっと心の中にその方について触れようかなと思っているところで、ずっと議員になってから思っていた方々が世帯がいらっしゃいます。障害ある子供、お子さんがもう成人になっているんですね。大人になられているんですけれども、その方がその子供のためになるべく財産残してやろうと。自分たちがいなくなったらこの子独りで生活することになると。まあ、大人なんですけれどもね。もうその子供のためになるべく財産残してやりたいって、もう後期高齢の年齢にもなっているんですけれども、夫婦お二人とも朝から晩までずっと深夜まで、果ては新聞配達までして一生懸命お金ためている世帯があるんですよ。

その中で、所得制限かけられるという形になると、もう本当につらいところなんです。細かくは言いませんけれども、その方は収入は幾らでこうでこうですからというのはここでは省かせていただく、割愛させていただきますけれども、そういった方々のこと考えれば、

ここであんまり言っても国の制度の話ですから変わるものではないんですけども、やはり頑張っている人たち、子供の将来のためになるべく残してやりたいって一生懸命寝る時間も削って毎日動いていらっしゃる、生活していらっしゃる方もいらっしゃる。そういった中で、所得の制限って簡単に決めていいものなのか、線引きってどうなのか。

また併せて、今、最低賃金も上がる形になっております。景気の状態もあって賃金上げましょうと、政府のほうでも一生懸命もう何年も前から働きかけて賃金上昇がされている形の中で、所得制限のラインというのが非常にもうハードルが低くなってしまっている。ハードルが高くなっているというふうに言えばいいんですかね。本来であれば、その所得制限のかけ方でもうしっかりと直すべき時期には来ていると思うんですね。

ここで、私として申し上げたいのは、確かに財政上の問題があって、町独自で本来であれば条例の改正をすれば所得制限撤廃することはできるんですけども、そのままにしているという理解できるんですよ。ですけども、そんな中でも何らかの形でできないもんかという検討は常に続けていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。福祉医療なんですけれども、抱えている個々の事情によって就労が困難であったりとか収入が低い環境に置かれるというところで、経済的支援として給付されるものであるというふうな認識でずっと来ております。確かに、社会情勢もいろいろありまして、当然賃金が上がったりとかそういったところでその所得制限についてはそれ時代時代に応じた対応させていただいているところではございます。

ただ、一律にこの所得制限を撤廃するというところについては、当然個々の事情があったとしても当然多く稼がれる方もいらっしゃいますんで、その辺の整合性もどう図るかという部分もありますので、今後も近隣市町村の状況見ながら、当然うちの財政状況も勘案しながら、所得制限については議論していかないといけない部分かと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい、ありがとうございます。ご答弁いただきました。

では、その要は認識というような形のものを常に持ち続けてくださるというところの部分で期待しておりますんで、ひとつよろしく願いいたします。いずれにせよ、これ国の制度変えていかないとなかなか動きにくいところもございまして、そこは私としても理解して

おりますので、よろしくお願いいたします。

では、追加質問7番目のところの部分のひとり親家庭等医療費助成の対象総数というところの部分について追加質問させていただきます。

これあまり細かいところの部分は触れるつもりはないんですけども、ひとり親家庭というものを確認しておくというのは非常に大変だと思うんですよ。言葉だけ言いますよ、内縁のとか、友人、そういった方などが同居していると。実際はじゃ世帯としてもうほとんど要は言葉で言うところとちゃんと男の人がいてもしくは女性の人がいて二人で稼いでいるじゃないですかということも実際あり得るわけですよ。これの確認ってね、先ほど追加質問で確認しましたけれども、文書の取り交わし、要は郵送のやり取り、それだけではちょっと現状の確認、現況の確認ってなかなかしにくいと思うんですけども、この辺についてはどういうふうにご確認していますか。窓口というか受付でも確認していますというご答弁もありましたけれども、特にこの枠組みね、ひとり親家庭という部分での枠組みどういうふうにご確認しているか質問させていただきます。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。ひとり親家庭につきましては、その前に県のほうでやっている児童扶養手当というのがあります。その児童扶養手当の対象になる方がひとり親家庭になるという前提がありますので、このひとり親家庭の申請につきましては、基本的には窓口で対応させていただいております。窓口で様々な聞き取りですね、当然友人であったとしても異性の方がいらっしゃる部分につきましては対象にならないよであったり、そういった家庭状況を細かにお聞きさせていただきまして、そこで該当しているかどうかというところは判断させていただいて判定に使わせていただいているところでございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。一応ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

把握のほうはしっかりとさせていただいていると、なるべくね。ちょっと調べましたところ、要するにその報告している場合には、その枠組みというものも要は対象にならないという形のものしっかりとさせていただく。ただ、実際のところは難しいですよ。例えばなんですけれども、今ご答弁の中に児童扶養手当、これ今現状においてはたしか去年の10月で

すかね、所得制限撤廃されているんですよ。そういった形になっていると思うんですけども、その辺のところの部分等確認させていただきたいんですけども、この医療費の助成という部分では所得制限かかるような形になっているんですよ。でも、その中で実際にひとり親世帯を確認していく、非常に煩雑といいますか大変だと思うんですけども、その辺のところ現場の職員さんも含めて少し苦労話をお話しいただければと思うんです。

私としましてはこれ一番、優劣の話じゃないんですよ、制度上所得制限かかったり、新たな制度ができたり、子供のためにこういう制度新しい制度できましたって新しいプランが出てきて一番いろいろ動いているのは福祉部だと思うんですよ。そこで従事される職員さんの負担というのものがすごく大きいと思うんですね。そこをこういった場でまず明らかにしておきたいという部分もあって、お話しいただければと思うんですけども、いかがですか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい。ありがとうございます。

確かに、福祉毎年毎年のように所得制限の撤廃あったりとか、いろんな制度はころころ変わっております。それに対して職員も広い知識を持っておかないとなかなか住民さんの対応に困るというふうな一面は当然あります。それで、所得制限の部分につきましてやっぱり税の知識もないとなかなか対応できないところありますんで、職員には、非常に大変なんですけれども、幅広い知識を持って住民さんがどういったところで困っているかについて対応するようにということで指示のほうさせていただいております。

職員も非常に大変と思いますけれども、我々の仕事は基本的には住民さんに対してどう応えていくのが仕事になっておりますんで、そこを職員にも言うて、私いつも言うのは、来ていただいた方にありがとうと言っていただけるような対応していくようにということをいつも言っていますんで、それが仕事のやりがいにつながっていくと思いますんで、これからもそういった指導しながら、皆さんに喜んでいただけるような窓口対応していきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。ありがとうございます。

私議員になる前の話なんですけれども、ある町の職員さんにいろいろヒアリングさせてい

ただいた機会あったんですね。その中でその職員さんがおっしゃっていたのは、名前言いませんけれども、職員さんは多分町の役場の機能で最終的に残るのは福祉部だと思います。それ以外に関してアウトソーシングできると思います、将来的にはね。という感じのニュアンスのお話を伺ったことがあります。議員になって特に言ったとおりだなんて、一人一人ケースが違うんですね。そこの部分についてしっかりと情報把握しながら、制度にしっかりとマッチングするかどうかという部分を鋭意努力されているという姿は本当に素晴らしいことだと思いますんで、今後もその姿勢を、ありがとうと言われるような形で所掌の処理をしていくんだよと、受付もするんだよと、大事なことだと思いますんで、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、この設問でひとつちょっと懸念しているといいますか、ある程度線引きが必要なのかなという部分を提言させていただきます。

今回の2番の項目については、この障害あるという言葉ですね、障害の害、これ漢字で表記させていただいております。これ理由がありまして、広報かわいの7月号のところで、所得制限の部分含めて医療・福祉制度という形で書かれているところの部分は、これ法律上に基づいてなんだと思うんですけれども、障害の害って漢字なんですね。ただ、河合町においては障害の害の漢字を条例改正の際に平仮名表記という形のをすべきじゃないかと。それが要は実際の対象者に対する配慮ではないのかというところの部分で、表記がそうすべきだという形になっていると思うんですね。

ここで提言させていただきたいのは、法律上の表記を理解できます。しかしながら、広報紙上での表記については、何らかの形で配慮できないものかなと。またはホームページ上、SNS上で、そういった投稿の部分についての表記については、ある程度のガイドラインとか線引きを定めて、こういう場合はこういう表記にしますというものは決めるべきだと思うんですけれども、所掌の部署としては総務になるんですかね、ご答弁いただければと思います。ご検討いただければという形でのものなんなんですけれども。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） はい。まず、法律上の名称というのが基本的に常用漢字については漢字を用いようということになっておるとことは承知しております。一方で、障害者施策に関する条例であるとか各種計画など、例えば委員会の審議において修正案が提示されて、それを平仮名を用いたとかそういったこともあったのかなと記憶しておるところであり

ます。

広報紙でどういった表現をするのかというちょっとルールが今この場でお答えすることはできないんですけども、原則的な考え方として、やはり親しみやすいとか、読みやすいとか、そういったことに視点を置いて作っていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。ありがとうございました。

では続きまして、設問3の文化庁伝統文化親子教育予算についてという部分について追加質問させていただきます。

ご答弁いただきました参加人数の推移としましては14、17、14、19、19、間に令和4年度は多分コロナのこともあって、コロナ禍の状況においての開催、要は実施という形で若干人数が減ったんですけども、それ以後については最初から比べると徐々に増えているわけですね。それに対して文化庁からの助成金、最初が25万2,000円、令和3年度は30万円、そこから令和5年度までは30万円、去年ですね、昨年度これ26万5,000円に減額されているんですね。これ人数増えているのに文化庁の助成についてはずれがあるの分かるんですけども、減っちゃっているんですよ。私もこちらのほうで事前通告で挙げさせていただいている内容として河合町パートナー・フェローという形のもの、私も登録させてもらっているんですね。男手が少ないときですとかそういったときには、この伝統文化教室のお手伝いさせてもらっているいろいろさせてもらっているんですよ。

その中で、文化庁の予算としては、これ国の決定だからどうしようもないところあるんですね。しかしながら、河合町内で実際に町立公民館でこれ実施されておりますんで、そういった中で伝統楽器に触れるという機会というのは、親子でね、しかも、河合町内の町民がですよ、なかなかないんですよ。そういったものの中で、これだけ触れ合う人間が徐々に増えているということ考えれば、例えばですけども、文化庁で減額されている、例えば要求の形としては30万円だと思えます。これが減額されている分だけでも毎年度幾らか、数万円単位です。そういった形で河合町のほうで補助できないものかと、これ検討していただきたいと思うんですけども、町長にご答弁いただきたいと思うんです。先月の8月30日、この文化親子教室のお琴教室の中で浴衣会って行われたと思うんです。招待されてご出席されていると思うんですね。どうでしたか。みんな親子で伝統楽器でっかい楽器になるんですけれ

ども琴しっかりと操ってきれいな音楽、音を奏でていたと思うんですね。そういったところについて、もっとそういう場を継続して提供できないものかと考えていただきたいと思うんですけれども、その辺のところご答弁いただければと思うんですが、いかがですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えいたします。

先月、お琴教室浴衣会の本当に伝統文化を引き継いだお琴の音色、また、その教室に通われているお子さん方、小学校、中学校、また中学校から高校に行かれた方も交えて、この伝統文化を引き継いでいっていただいていると思います。

議員お述べのように、財政的な面しっかりと引き継いでいっていただけるような財政を組み上げていきたいと思っております。この6年度がなぜ減っているのか私もちょっと承知していなかったんで、しっかりとこういう浴衣会だけではなしに、いろんな伝統文化を引き継いでいってもらえるように、しっかりと町として対処していきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、3分でございます。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町長ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

基本的にこの琴教室の中で係る経費というのは、文化庁にはちゃんと報告しているみたいなんです、助成されたものに対して経費としてこのぐらいかかりましたって。その中で、例えば爪ですとか、弾くためのね、そういったものの経費って実はかかっていたりするんですよ。やはり想定される感じとしては、その主催者は30万円で毎年希望出しているんですけれども、昨年度は何でか分からないですけれども、町長もおっしゃったように減額されているんです。こういった形の中で減額されてしまっているという部分について、毎年度例えば5万円でもいいですから10万円計上していただいている、希望しているものに対して減額されている3万5,000円だけ例えば決算するとか、そういった形で何とかできないものかなと思いますんで、ひとつよろしく願いいたします。

最後になりますが、消火器について追加質問させていただきます。

あまり消火器の使い方ですとか、あとはご家庭の消火器今どうなっていますかというものを周知されていないような感じなんです。しかしながら、これ阪神大震災を思い出していた

だきたいと思うんですけども、火災で相当な被害出ているんですよ。そういった形を考えますと、初期消火って大事なんです。その中でやはりいつかはSNS上ですとか広報紙で、おたくの消火器どうなっていますか、期限切れていませんか、切れている場合は町内の業者さんがいらっしゃって再充填しますよと、そういった形のを促すことはすべきだと思うんです。これ注意喚起にもなりますんでね。

また、今不活性化ガスを使った消火器2万円前後ぐらいでスティックタイプのもの出ております。非常に性能の高いものでありますんで、そういったものも含めて周知をしていただきたい。消火器あっても20年前のそのままなっていたら使えない可能性ありますんで、その辺のところご検討いただけませんか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） はい。ありがとうございます。

このたび、常盤議員のほうから通告いただきまして、広報等調べさせていただいて実施はなかったということで、改めて担当課といたしましても気づかせていただいたと感じております。

その中で、ご提案いただきました内容につきましては、これから秋から冬にかけて火災が発生する乾燥した時期が来ますので、そういうのも含めまして広報であったりホームページ、または町のLINE等を活用して啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい。ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。昼1時半から再開いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後1時30分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

本日の一般質問は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（疋田俊文） 8番目に、長谷川伸一議員、登壇の上、質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） こんにちは。議席番号7番、長谷川伸一が通告書に基づき4点質問します。

設問ナンバー1、公共施設再編等に対する公共交通の拡充について。

旧三小跡の新公民館開設に伴い、今年4月より町内巡回ワゴンすな丸号のルートと運行時刻がリニューアルされました。4月から今までの利用者の状況はどのようなものでしょうか、各月の利用者数などを教えてください。

平素より2台運行していますが、故障などの緊急対策として予備車1台を用意しています。令和6年度のこの予備車の使用は何回ありましたか。

北葛4町、大和高田、御所、香芝、葛城4市の計8市町域内にある体育・文化の公共施設の相互利用が10月1日から始まります。今後、利用者の利便性向上に向け、交通手段の問題などを議論していくとのこと。河合町の文化会館を今後どうするかで、すな丸号運行ルートも見直ししなければならないと考えます。いろいろな視点から公共交通の今後の在り方を早急に検討が必要と考えますが、町の考えと方向性を教えてください。

設問2、防災備蓄品の購入と保管について。

昨年4月に防災備蓄倉庫が完成しました。現在、どのような備品等を保管していますか。

令和6年度備品購入予算は約220万円、計画していた備品の全て購入できましたか。

令和7年度の備品購入予算は400万円です。計画どおりに購入が進んでおりますか。

コロナ感染症拡大防止のために購入したイージードームハウスの保管場所と保管状況並びに避難所用パーティションなどの備蓄品の保管状況なども詳しく教えてください。

今年5月に町営プール施設の内部を視察する機会がありました。かなりいろいろなものが乱雑に放置している印象を受けました。危機管理課としてどのように的確に管理を行っておりますか。

設問3、町の公共施設の消防設備等の点検について。

文化会館の消防法上一番重要な非常用発電機が故障したとのことですが、文化会館以外の庁舎を含む公共施設の消防設備の点検や修理はどのようにされていますか。

福祉避難所である豆山の郷の消防設備は大丈夫でしょうか。

こども園、小中学校施設、体育館などの消防設備点検は20か所ほどあると思います。毎年業者委託で点検していますが、町職員が立会いの下点検しているのでしょうか。単に点検結果の書面だけの報告でしょうか。

文化会館、総合福祉会館の特定機器設備の定期点検業務の実情についても詳しく教えてください。

設問4、ごみ袋の発注方法の見直しについて。

10月より河合町の可燃ごみが安堵町の中継施設で積み替え、山辺・県北西部広域環境衛生組合の焼却施設で搬送されます。河合町指定ごみ袋等の発注方法について質問します。

令和6年度と7年度の発注の内容ですが、令和6年度の発注金額は2,186万7,983円、可燃・不燃・資源ごみ等の袋数約102万6,000枚、令和7年度は発注額2,290万966円、袋数量は約108万9,000枚です。上牧町のホームページからの引用ですが、令和6年度の発注金額は541万75円、令和7年度は671万1,650円となっています。もちろんごみ袋の発注数量の違いもありますが、河合町のごみ袋の単価非常に高いと思います。町として購入価格のチェックをする必要はあるのではないのでしょうか。依然と本町の財政は厳しい状況です。このような発注のやり方が適正なのかどうか町の考えをお尋ねします。

再質問は自席にて行います。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、私からまず1点目にご質問いただいております公共施設再編等に対する公共交通の拡充についてというご質問についてお答えいたします。

本町で運営・運行しております、すな丸号につきましては、本年4月の町立公民館の供用開始に合わせまして運行拠点を豆山の郷から町立公民館に変更し、それに伴い大幅な運行ルートの変更やダイヤの改正を実施したところでございます。

利用者の状況といたしましては、本年4月から7月までの4か月間になりますが、利用者累計が7,287名、前年度の同時期が5,126名でございましたので、比較いたしますと42%増加しているということになります。ルートを細分化したことによる乗車時間の短縮や商業施設への停留所の新設などがその要因であると考えておるところでございます。

ご質問で触れていただきました予備車でございますが、この車両はすな丸号の予備のためだけに用意しておるものではございませんでして、車検や事故などによる緊急対応のほか、町の公用車として利用しておるというものでございます。令和6年度のすな丸号の予備車として使用したのは25回となっております。

今後の方向性でございますが、本年4月から始まった新しい形態の運行におきまして、その課題、そしてさらなる利便性の向上を目指すための改善点などを検証してまいりたいと考えておりまして、また、近隣町の実施している地域公共交通との連携、こういったことも視野に入れ検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目にご質問いただいております防災備蓄品の購入と保管につきましてお答えいたします。

現在の防災備蓄倉庫には、国が推奨いたします基本8品目でございます食料、保存水、そして毛布、乳児用液体ミルク、子供用おむつ、大人用のおむつ、そして簡易トイレセット、トイレットペーパー、生理用品を中心に備蓄しておるところでございます。その他の備蓄品としまして、段ボールベッドや体育館でプライバシーを確保するテント型の避難ルーム、そして発電機等となっております。

昨年度令和6年度の備蓄品購入につきましては、計画していました品物全て購入いたしました。

令和7年度の備蓄品購入につきましては、本年7月に入札を執行いたしまして、落札業者との契約も締結しており、10月末までの納品の運びとなっております。

コロナ感染症拡大防止対策用のイージードームハウスでございますが、町民プール管理棟と旧第三小学校の校舎に保管しております。そして、避難所パーティションは防災備蓄倉庫に保管しておりますが、イージードームハウスとその他備蓄品の一部を雨風をしのぐ目的で仮置きとしてプール管理棟に保管しているという状況となっております。

備蓄にも管理としまして、災害発生時に必要なものをいち早く搬出できるよう、防災備蓄倉庫を中心に集約し、保管スペースと保管場所も踏まえながら、適正な備蓄品の管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目にご質問いただいております町の公共施設の消防設備等の点検に関するご質問でございますが、そのうち役場庁舎の部分につきましては、消防法に基づき、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、そして非常電源設備といった消防用設備を設置しておりまして、消防設備士の資格を有する者によって年2回各設備の点検を行い、その結果を消防署に報告しているということでございます。点検の結果もし不良が見られた場合、随時、機器の修理・修繕を行っておるところでございます。

私からは以上となります。

○福祉部長（浦 達三） 議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうからは、3点目の町の公共施設の消防設備の点検について、そのうちの豆山の郷の部分について回答させていただきます。

豆山の郷の消防設備点検につきましては、消防法に基づき有資格者が機器点検を1年に2回実施しております。また、毎年管轄の消防に消防設備の状況を書面にて報告しており、昨年は管轄の消防からも現地調査が行われました。点検の立会いはしておりませんが、不具合が生じている際には、書面及び口頭で報告を受けております。その他の特定機器設備点検につきましては、空調機器等の設備があり、作業項目については計画的に保守点検のほう実施しております。点検後書面で報告をいただいておりますが、重要な瑕疵については現場に職員が立ち会い説明のほう受けております。

以上です。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） はい。私のほうからも同じく3点目の町の公共施設の消防設備等の点検についての教育施設についてお答えさせていただきます。

小中学校施設及び文化会館を含む教育施設の消防点検につきましては、消防法第17条の3の3の法律に基づき、有資格者が機器点検を年に2回しております。町職員の立会いの下点検は行っておりませんが、不具合等が確認できた場合は、情報を共有するため、書面だけではなく口頭で報告を受けているところでございます。点検結果につきましては、点検業者から消防署への報告ということになっております。

次に、文化会館の特定機器設備については空調機器等の設備があり、作業項目については計画的に保守点検を実施しております。点検後書面で報告をいただいておりますが、重要な

瑕疵につきましては、現場に職員が立会いをして説明を受けているという状況でございます。

以上でございます。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） それでは、私から長谷川伸一議員4つ目のご質問、ごみ袋の発注方法の見直しについてお答えさせていただきます。

河合町指定のごみ袋の発注については、現在、指名競争入札で実施しております。上牧町との契約額の差異については、議員おっしゃるとおり、発注数量の違いもあると考えております。

なお、発注するごみ袋のうち資源ごみセットにつきましては、地域から余っている声もいただいております。また、集団資源回収で使用されている場合もあることから、今後、資源ごみセットの在り方も含め、発注方法などについて調査研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） では、1番目から質問します。

公共交通の拡充についてですけれども、まず最初に、令和5年、6年、2年にかけて、すな丸号利用向上検討会議にて、献身的にすな丸号の運行ルートを熱心に検討してくださった検討委員会の委員の方々に感謝を申し上げます。

4月から7月までの利用者数ですが、1号車小計3,878人、2号車3,409人とのことになっております。2台のすな丸号ほぼ同数の利用者数となっております。令和6年度までは2台の車で東西南北4ルートを巡回していました。昨年の利用実績を見ますと、ルートにかなりの利用者数の違いがありました。その点改善できたものと理解しております。4月から7月までの延べ利用者数は7,282人です。このままですと昨年度利用者数の約1.5倍にはなるかと推測しております。今年は気候変動による6月からの猛暑が続き、利用者の減少を危惧しておりました。1年当たり延べ利用者数2万人を目指して、河合町長はすな丸号の利用PRに引き続き求めていただく要望します。

それでは、質問します。

すな丸号2台のほかに予備車10人乗りのワゴン車用意して公用車として置いてありますということですが、すな丸号の予備のためには25回、そのほか以外の公用の場合は何回この予備

車を利用していますか。

○総務課長（西村直貴） はい。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 申し訳ありません。以外の部分というのは詳細な数字というのはちょっと把握はできていないんですけれども、町のイベントの送迎であったり、職員の研修、また各種研修等で車のほうを利用させていただいています。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今数字は述べられませんでした。後日その詳細なデータを教えてください。

客観的にちょっと判断しますと、やはりメインはすな丸号の予備車としての利用が多いと思います。

そこで、提案に近い形になりますが、予備車も年間かなりの額のリース代を払っておりますので、巡回ワゴンすな丸号3号車として運行してはとありますが、その点何か問題や障壁がありますか。

○総務課長（西村直貴） はい。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） はい。すみません、3号車という形で今の部分を運行するとなると、車検であったりとか、今現段階その予備として活用している部分、そのほかの部分でのまた車の用意等必要になってまいります。今現段階予備車として置いているこの公用車でございますが、検討委員会の中でも曜日を限定したり、その臨時便としてこの公用車というのを利用してはどうかという意見も検討会のほうでもありましたが、ある程度日にちを限定するとかしてしまうと利用者の混乱を招く可能性もありますので、そういった部分では臨時で運行するといったことに関しては見送った経緯というのはございます。

また、今後そういった予備車の活用、公用車の活用について、有効な活用方法については今後も検討していきたいと考えています。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 隣接の町では3台巡回ワゴンが運行しております。ぜひ来年度からでも新規の巡回ルートを研究して調査してくださり、早期実現するように要望します。費用対効果の面からいって、リース代の金額は申し上げませんが、そういった費用対効果のことを考えればもっと有効活用していただくように努力をお願いします。

次に、8月22日、北葛4町と香芝市などの4市、8市町での文化会館などの相互利用の協定が締結しました。8市町で体育館12施設、文化会館9施設の21施設の相互利用が始まります。河合町の施設としては、北体育館のみです。文化会館まほろばホールの運営の先行きが不透明ですので、近隣の上牧ペガサスホール、王寺のやわらぎ会館、広陵のかぐや姫ホールへの交通アクセスの課題をほっかつ4町だけでも早急に協議されるようお願いいたします。担当部長の見解を、取組を教えてください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 今回の協定の締結に当たりまして、記者会見の中で確かに近隣の町の町長さんからのご発言の中でも、そういう交通アクセスの面というのも考えていく必要があるというご発言があったと記憶しておるところでございます。

したがって、冒頭答弁いたしましたとおり、例えば他町の地域公共交通との連携、そして実際には王寺町のほうに向いては、民間、奈良交通のバスがかなり多く走っておりますので、そういったものの連携ということで、公共交通全体の連携ということで検討してまいりたいと考えておるところです。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと質問4点ありますんで、この1番目の問題については、この件で終わります。

次に、2番目の防災備蓄品の購入と保管について質問します。

今、ご説明のあったように、予算以内で計画した備蓄品は購入できたと決算書からも判断しており、理解しております。昨年4月にできた防災備蓄倉庫の中、現在どのような状況で備蓄品を保管していますか。方法を教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） ただいまの質問、お答えさせていただきます。

現在、防災備蓄倉庫の保管方法ですけれども、コンクリートの床の上に直接段ボールで置きますと湿気等の被害がありますので、パレットを置きまして、その上に備蓄して、今現在は平置きということで保管しております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 昨年4月に内覧したときには、コンクリート敷でそういうようなパレットを引くかどうかは聞いていませんでしたけれども、私も若いときに会社勤めしとるところに、倉庫を担当したことがあるんですけれども、やっぱりじか置きますと湿気とかいろんな問題が出てきます。繊維類でしたらやっぱりカビが生えたりしますんで、今後、今望まれることは、ラック、棚の設置は考えておりますか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） ただいまの質問のラックという形、棚かなと思うんですけれども、担当課といたしましては、限られるスペースを有効活用する場合、平置きますとどうしても上空の部分が空いてしまいます。そちらのほうを有効的に活用する場合は、棚というのが必要になってくるかと思えます。

棚に関しましても、重たい物は置けないんですけれども、ある程度の広さであったり、階段とか人間が運んで乗せたり下ろしたりという形になりますので、予算を伴うものになってくるかと思えますので、今後、購入していく物品、集約する物品含めまして、必要な時期に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、課長さんが述べたように、やっぱり棚は重要だと思います。空間のスペースを有効利用するためには、もう早期にできるだけ防災に係る、人命に係る重要な備蓄品ですんで、そういった面からいって有効利用していただくようによろしく願います。

それと、近年、この6月から9月、10月にかけても猛暑が続きます。その中の倉庫内での気温の管理はどのようにする予定でしょうか、教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 倉庫内の気温、湿度の管理というご質問かと思えますけれども、今現在、西側と東側に温度計と湿度計がセットのものを設置しております、そちらのほうで、特に暑い夏場の時期に、定期的に職員が温度、湿度を確認しに行っているという状況でございます。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 備蓄倉庫には、今、述べられた8品目、ちょっと乳幼児に関連する食品、そういったもの、こういったものを置かれていますか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 防災備蓄倉庫の主な備蓄の品になるんですけども、先ほど部長から答弁させていただきましたとおり、主要8品目、そのほかに毛布、避難ルーム、液体ミルクの乳児用の使い捨ての哺乳瓶というものを保管しております。あと、ブルーシートであったり油圧系ジャッキ、カセットボンベ等を保管しております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 室内も高温になるとお思いますので、そういった食品、そういったものについては、繊細にやっぱり注意していただいて、腐敗のないように、いざいざのときに使ったら使えなかったということでは困りますので、その点に注意してください。

次に、コロナ感染症拡大の際、購入しましたイージードームについて質問します。

今5基あるんですね。そこで、1基はまだプール施設にある状況ですか。もう一度確認、教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） イージードームハウスの件でお答えさせていただきます。

現在、プールの管理棟には3基ございます。そのほかの3小の備蓄倉庫に2基保管してお

ます。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 5月にプール施設を視察したところ、結構イージードームは重たいんで、箱も壊れ気味になっていますから、非常に何か傾いて、いざ使うときに不具合が出てくる可能性もありますんで、これこそ何とかうまく管理して、例えば第三小学校の2棟ありますね。そっちのほうで、雨にも濡れないように保管をきっちりしていただきたいんです。その点どうでしょうか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） ただいまはプール管理棟に保管していますイージードームなんですけれども、私ども担当課といたしましても、非常時にイージードームハウスは隔離ルームということで、災害時であっても例えば診察室であったり、いろんなケースで使えると考えておりますので、なるべくなら防災拠点であります公民館であったり、備蓄倉庫のあるところで集約していきたいと思っておりますので、なるべく早くイージードームハウスの移動を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、移動のほうを早く早期にお願いします。

それと、プール施設の中に、以前コロナ感染症が拡大したときに、アベノマスクがかなりカートン積みされて、野積みに近い形になっていますけれども、アベノマスクもいざいうときに、避難している方がコロナ感染とか、そういう場所に使えると思うんですが、その保管はどこが保管いうんか、管理していますか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） アベノマスクで私の記憶では、当時、政策調整課のほうで管理等をされていると聞いております。

ただ、現在、そのマスク等をどういうふうに活用するかというところで、担当課としまし

についてお尋ねします。

この発電機の耐用年数は、何年というふうに把握していたのでしょうか、教えていただけますか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 耐用年数につきましては、25年から30年となります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） これはY社の発電機ですけれども、今までに修理や部品等の交換はやったことありますか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） バッテリーにつきましては、平成21年に交換しているというところでもあります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、文化会館の非常用発電機の最後の点検は3月10日と聞いております。年2回義務づけられていますが、昨年9月の点検はどこも異常はなかったのでしょうか、教えてください。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 昨年の9月につきましては、点検時には不具合は出ていなかったというところでもあります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この発電機、先日、屋上にあるところを視察させてもらいました。中開けて見ました。かなりラジエーター、エンジン、バッテリー、基盤、運転盤、それを見ま

すと、ラジエーターが非常に劣化して水が漏れております。このようになりますと、急に1か月でそういう故障したものと思えません。9月にどのように職員さん、業者からの点検報告を受けていたか、ちょっとご説明ください。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 9月の時点では、特に点検に不具合は出ていなかったんですけども、7年3月の点検時には、ラジエーターから水漏れが発生していると。水漏れが発生しているので、水を足しながら、補充しながら点検していただいたという状況であります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） その報告を聞きますと、9月の時点でも半分機能が不全に近かったというふうに判断するんですけども、そこら辺は書面だけで、職員さんは受け取って判断したのでしょうか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 書面だけで報告を受けているんですけども、それで確認させていただいたというところであります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 大体の答弁を見ますと、全部、個人の業者ですから名前は言いません。約400万ほど各20施設ほど点検しております、防火設備とか。そういったものに対しても、ただ書面だけではいけないと思います。やっぱり職員が年に2回とか1回でも立ち会って、自分で発電機を運転してみることが重要やと思うんですけども、その点どのような見解、例えば代表で部長さん答弁していただいても結構なんですけれども、どのようなお考えで、こういった一番命に関わることをやっているのか教えてください。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほど年に2回ということで、消防点検をさせていただいております。どこも公共施設も同じ形でやっているというところにはなるんですけども、確かに今回このようなことが起

こったということは、すごく責任を感じるというか、もっと立会いをしながら、早め早めの対応もできたことも考えられると思いますので、今後につきましては、当然、自分ら職員には点検できないというところにはなりますけれども、消防点検の際は、年に1回総合点検ありますので、そのときには立ち会うことも1つ考えていけたらと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、3月10日に不具合、もう発電機が動かない。義務づけられている負荷運転、そういった無負荷運転、これ空吹かしですけども、負荷運転とはどういうことなんでしょうか。ちょっとそこを説明していただけますか。義務づけられている負荷運転。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

今回、3月にさせていただいておるのが負荷運転ということで、エンジンをつけるというところでございます。こちらは年に1回、必ず負荷運転をなささいというふうな法律で決まっておるんですけども、例えば機械点検の際には、内部監視等による運転性の確認を行うだけと、実際には動かさないという点検もございます。そういうときには非負荷運転というふうな解釈でございます。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、3月とか、こういう消防署から4月に警告を受けて、今、協議されていることなんでしょうけれども、3月の時点で、こういう問題が起きたら、考え方によればもう即、令和7年度の4月からとか、令和7年9月からとか、10月からとか、もうまほろばホールを一旦休館ということも考えはしなかったんでしょうか。これ人命上の問題です。事故が起きたときに困りますんで、その点の見解を教えてください。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 点検を3月に行ったと。消防署からの通知が4月に来ました。その後、こっちもメーカー等に問合せしたりだとか、そういった設備の復旧ができないのか

とか、いろんなメーカー等の問合せをしながら、消防署にもどういった対策はできないのかというのも協議を重ねてきたというところでもあります。

その中、先日なんですけれども、まほろば運営協議会という委員会もありますんで、そこで報告させていただいて、意見を募ったりしたというところでもあります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、お述べのまほろばホール文化会館運営協議会、新しくなって4回、委員会開催しています。1回目、2回目、2回目には現場、機器類の視察もしました。そのとき、私、傍聴者として行って見させてもらいました。

そのときに残念だったのは、地下の機器とか音響とかは視察しました。ただし、発電機がある屋上とかクーラーの機器とかは見なかったんです。忘れていたかも分かりませんが、そこを見ていなかった。あの階段を上がっていくと、これは設計上、問題ですね。火事が起きた場合、消防士がああ階段で上がって、屋上に行って発電機を動かすのか。誰が発電機を動かすのですか。そういったことは、今までの所管していた課としては、どのようにマニュアルを組んでおるんですか。分かりますか。教えていただきたいんですけれども。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 当時の設計によると思うんですけれども、そのとき設置する際には、消防法だとか電気事業法とか建築基準法に従って、前後に各種届出を行っているというところもあって、義務づけられておりますので、施設に関しては特に問題はなかったのかなという判断をいたしているところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 当時、平成2年か元年の設計ですからね、消防法も変わってきていると思うんですけれども、その後、神戸の大震災、そして平成23年の東北の大震災、そのときの原発事故の問題は、非常用電源がなくて大きな事故になったんですね。それを見たら、やっぱりこれは、まほろばホールは非常に危険な面もございます。

そこで、提案なんですけれども、非常用発電機をリースで借りて、トラックに乗った可動式のリースもあるんです。そういったことも検討はされたでしょうか。非常用発電機のリー

スとか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） リースということなんですけれども、検討材料には入れさせていただいたんですけれども、実際、今、設置している機器の業者に確認したところ、購入する場合とリースした場合、リースする場合といたら、また配管工事とか多額な費用も発生しますので、購入価格とあまり変わらないということで、業者からはあまりお勧めできないというところのご意見をいただいているところです。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） リースですからね。10年リースか20年リースかによりますから、5,000万の機器がかかるとしたら、それで10年で割ったら500万プラス入れて、そしたら年当たり、河合町の負担としたら600万とか700万になるんですから、そういうことも思考してはどうかと思いますけれども、その点どうでしょうか。全体的に部長さんから答弁いただきたいんですが。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

リースの件につきましては、現時点ではまず購入をする場合ということで、金額設定をさせていただいた中で、今、議論を進めているという状況でございます。

こちらにつきましては、多額の金額が発生するというので、いろんな議論を重ねてはおるんですけれども、こちらだけではなくて、大きく話をすれば、非常用発電機だけを修理すればまほろばホールが使えるようになるということも、もちろん一時的には使えるんですけれども、もっと将来的に、安全面も含めてしっかりとしたところで、非常用発電機もきかけにはなっておるんですけれども、それ以外の舞台設備であったりとか機械設備、それ以外でも空調も含めて、いっぱいいろんな不具合、不具合ということはないんですけれども、老朽化が進んでいる状況となっておりますので、そういったところも含めて、今しっかりと議論を重ねなければならぬというふうに感じておりますので、そういうところで、リースもしっかりと考えながら、一つの方法として考えていけたらと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この件につきましては、最後に教育長に質問します。

教育長は文化会館運営協議会の委員長でございます。今後、この委員会をどのように進めていくのか、委員長としての今後の取組をまず教えてください。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 確かに私、運営委員会の委員長をさせていただきまして、いろいろ議論させていただいたり、現場を見たり、目標の稼働率設定とかそういうことを議論してまいりました。

ただ、この前、たしか8月19日に第4回開いたときに、こういうことが起きているということを運営委員会の皆さんに話やっぴりするべきやと思って、話をいたしました。そうしたら、運営に関することであって、これはまほろばホールの運営は私らはするけれども、こういうことは法令遵守とか、そういう利用者の命を守るとか、そういう課題は大き過ぎるということで、私らの意見としては言わせてもらうけれども、今後の方針のね。でも、公式に私らが町に提言するものではないという話で終わっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私が質問しているのは、委員長自身がどのような考えなのか、今後どうすべきか、そういうのをお考えですかということも含めて聞いているんです。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 私といたしましては、まほろばホール、町長もずっと思いの強いまほろばホールをどういうふうにやっていくのか、使うのか。今まで稼働率とかそういうソフト面のことを議論していましたが、今度は違う形で運営委員会をつくりまして、まほろばホールを全体的に改修したりとか、どういうふうにしていくのかとか、どこにスポットを当てて改修するのかとか、そういうことも議論するような委員会の設置を考えたいと。

それと、教育委員会の中で話をしたのは、今、消防署にこちらの意見を言うて、回答を待っているところでございますが、教育委員会としては、私たちの要望というかを却下された場合は、泣く泣くですけれども、しばらく休館することもやむなしというふうに思っております。

ます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この文化会館は平成3年にできて、私は令和4年9月に質問しました。そのとき前教育長は、結果的に過去の負の遺産と認識しましたと。なっているのは、この20年、30年の間に不作為なことがあって、メンテナンスも十分やっていなかったということの発言でした。

そこら辺を踏まえた今後新しい教育長としては、私は願いたいのは、この調査どうすればいいか。まず庁内で委員会を立ち上げて、庁内ですよ、町職員。ほんで、例えば緊急に1年以内にどこどこを直して、どういう、積算して、ほんで例えばもう来年度から休館しますと。休館だったら5年間やっていいのか、10年になるのか、そういう計画を立てるという考え方にならないと、いつまでたっても先送り先送りになってしまいます。その点ちょっと見解を教えてください。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 今ご指摘いただいたことも、当然、もう今、教育委員会内で議論しております。やはりいつまでも先送りする問題ではないということは私たち重々分かっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ほんじゃ、この3番目の質問は終わります。

次に、4番目のごみ袋の発注について、今、担当部長からご説明いただきました。

まず、この私の一般質問に関連して、隣の上牧町の都市環境部のごみ袋の発注方法、ごみ袋の材質などを調査されましたか。担当部長にお尋ねします。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 今、具体名の町が出ていますけれども、そこを含めて何団体かの調査をさせてもらっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） それでは、お尋ねします。

上牧町と河合町とごみ袋の発注についての違いを教えてください。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 先ほど冒頭でもお答えさせていただきましたけれども、まず数量の違いというところもございます。それと、やっぱり大きく違うのは、資源ごみセットとして缶、瓶、ペットボトル、粗大ごみシールの製作も河合町はしておりますが、上牧町は資源ごみの袋は製作はしておりません。

また、運搬料については、上牧町は一括納入されて、その後、配達はかなり上牧町さん、単労職の職員さんもまだようけおられまして、その方らによって配達はされております。河合町の場合は職員が少ないため、運搬の業者に依頼していることから、差が生じていると考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、答弁いただきました資源ごみセットですけれども、過去の大体発注の内容を見ますと、年間1万2,000セットぐらい作っております。それ各自治会を通じて配布しております。無料配布です。これについてはいろいろ意見があると思いますけれども、河合町の財政上から見たら、そろそろこの無料の配布を見直す時期ではありませんか。

また、粗大ごみのシールについても、一緒に6枚ずつ1セット入っております。粗大ごみ、今、無料、ありがたいんですけども、ごみの排出は増えます。もったいない精神も出して、そうすれば再利用するという意味で、ごみの排出を削減するために、これはもう少し考え直したらどうでしょうか。その点、部長のお考えを教えてください。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 本当、その部分につきまして、議員おっしゃるとおりのところはございます。

先ほども述べましたように、近隣を調べましても、資源ごみ袋という部分は、例えばもう市販されているごみ袋で対応されているところが多々あります。やはり今の財政状況等も踏まえまして、今、無料で配布しています缶、ビン、ペットボトルの袋及び粗大ごみにも触れていただきましたけれども、それにつきまして、今、河合町は無料でございます。そこら辺

の見直しをすることによって、ごみ量の減にもつながるかという部分も考えておりますので、そこら辺は現在も部内においては検討しているところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、この質問に先立って、河合町のこれごみ袋、これが上牧町のごみ袋、こちらがまほろば組合の入っている安堵町のごみ袋、これ友人からもらってきました。これ見ますと、大体、材質は皆一緒です。

そこで見ますと、河合町の年間2,000万ほど使っていますけれども、その中には、ほかの上牧町では、袋代の中に運送代が入っています。河合町はなぜそういったものを別途払っているのですか。その点、ちょっとご説明していただけますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 内野環境対策課長。

○環境対策課長（内野悦規） 上牧町との単価の出し方の違いという捉え方をしておるんですけれども、上牧町さんにおいては、運搬料も含めたごみ袋代という形で表示されているのかなというふうに考えております。

それに対しまして、河合町のほうでは、運搬料とごみ袋代は別という表示の仕方ですべていただいているというところで、差が生じているのかなというふうに考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 上牧町の例を挙げて恐縮なんですけれども、まず河合町の令和5年度の一般会計の決算から、ごみ袋発注金額の内訳をもらいまして計算しました。例ですけれども、燃やす可燃ごみの大の袋が1枚当たり18円かかっています、大体。燃やさないごみのほうも、大が19円かかっています。

一方、上牧町、これ令和6年度なんですけれども、個々の価格は知りません。でも、可燃ごみの大、中、小、ダストシュートサイズ、不燃ごみ大で計70万枚発注していて、発注額が541万75円ですから、1枚当たりの単価が7円73銭になるんです。

なぜこんなに差が出るのか。同じような品質でなぜ出て、運賃がこちらが入っておれば分かるんですけれども、逆じゃないですか。その点、どのような基準を持っておられるのか教えていただけますか。

○生活環境部次長（森川泰典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません。ちょっと私のほうから、今の質問に対する回答をさせていただきたいと思えます。

ちょっと上牧町さんについては、あまり把握をしていないんですが、河合町の状況のほうから、当然、今、河合町が払っている経費について説明させてもらいたいと。

まず、先ほど部長も言いましたように、河合町で無料で配布している分といたしまして、缶、ビンの袋、ペットボトル、あとシール、資源ごみセットというのを無料で配布しております。その部分について、まず10枚入りの袋入りで作っている部分もありますし、各家庭に自治会を通して年2回配布させていただいている資源ごみセットについても、袋詰め作業をしていただいております。

また、運送につきまして、上牧町につきましては、清掃工場に業者から一括搬入という形を取っておられます。河合町につきましては、清掃工場内に保管できるスペースがない状態ですので、まず各店舗で販売されるごみ袋につきましては、商工会に配達をしていただいております。商工会から通じて各店舗のほうに配布していただいて、売っていただいております。

また、資源ごみセット、年2回、自治会からの配布につきましては、各自治会の総代さん及び自治会長さんの自宅か、各地区の集会所のほうに運送していただいております。その箇所が40か所にもなりますので、少しそういう経費がかかっていることで、高額になっていると判断しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。

ちょっとご説明します。私が申し上げた単価ですけれども、これは資源ごみセットの価格、代金は除外しています。ごみ袋、先日、令和5年度の決算の内訳いただいた袋代、可燃ごみ大が二百何万とか、そういう明細で割った数字ですんで、資源ごみセットを入れている料金ではないですから、その点ちょっと誤解のないようお願いいたします。それ理解していただきましたか。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 今の議員言われた部分については、理解させていただきました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） それでは、河合町のごみ収集が有料化した年代、平成二十何年かだったと思うんですけども、から今までのごみ袋の発注額を年度ごとに教えていただけますか。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 過去10年からの部分の契約金額をお答えさせていただきます。

平成28年度は1,929万8,520円、平成29年度1,825万4,160円、平成30年度933万6,157円、令和元年度1,266万560円、令和2年度547万4,480円、令和3年度1,349万1,558円、令和4年度1,782万3,300円、令和5年度1,657万6,956円、令和6年度2,186万7,983円、令和7年度2,290万966円でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます、いろいろと。

では、お尋ねします。

平成30年に933万となっている。平成29年が1,825万、その翌年、933万円になった理由はどのように分析されていますか。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 平成28、29年度は、これ随意契約という部分の契約の発注方法でございました。平成30年度以降は、指名競争入札で行っております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

この金額、発注の数量も関係するんですけども、年々、河合町、令和4年、5年、6年、7年と、実は令和3年ですか、これロシアのウクライナ戦争が始まって、全世界的に材料が高騰したり、円安もありまして、かなり高騰したと聞いておりますけれども、これを非常に反映しているような形であって、でも上牧町の場合を見ると、全然価格はそんなに変わっていないんですね。その点どのように分析して、こういったごみ袋の単価をどのように担当の部局は把握しているのか教えていただけますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 内野環境対策課長。

○環境対策課長（内野悦規） 価格についてなんですけれども、毎年、予算を立てさせていただく際に、その当年度の契約させていただいている業者さんにお見積りいただきまして、それを踏まえて予算化のほうはさせていただいております。

それをもちまして、当該年度入札を実施して、落札者の業者さんと契約をさせていただいているというところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員、3分ですのでまとめてください。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

それでは、もう一度聞きます。

見積もりですので予定価格ですね、それはね。設計価格じゃなくて、予定価格を1者しか聞いていないということですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 見積もりにつきましては、現契約させていただいている業者さんにお見積りをいただいているという状況でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 非常にちょっと理解し難いと私は思います。これ以上は質問はしませんが。

この点について、一度ちょっと生活環境部長を中心にこの点についても協議いうんか検討してください。見積もりの価格の在り方。今これ持ってきましたけれども、上牧町はメイドインチャイナ、安堵町はメイドインジャパンです。今、何でも海外で作ったら安くできるんじゃないんです。国内で作ったほうが安いケースもありますんで、そういったことも踏まえていただいて、今後、令和8年度以降、ごみ袋の発注の方法も見直しをお願いします。

それと、今、申し上げたように、一番の根幹にあるのは、請負業者の選定委員会がどういうふうにかような内容の入札をしているのかということも、契約についてもありますんで、その点も踏まえて、関連する生活環境部長のほうも検討、協議いうんか、勉強していただくようによろしくをお願いします。

これ見ると、年間500万、600万は無駄が出ている可能性もございますので、そういった点から踏まえたら、10年あれば6,000万たまりますから、削減できますので、まほろばホールの改修のほうにも回せますから、よろしくをお願いします。

これで私の質問は終わります。

○議長（疋田俊文） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩いたします。

次に、副議長と交代いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時44分

○副議長（岡田康則） 再開します。

◇ 梅 野 美智代

○副議長（岡田康則） 9番目に、梅野美智代議員、登壇の上質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、梅野美智代です。よろしくお願
いします。

通告書に基づき、一般質問をいたします。

質問事項は3点です。

1点目は、子どもの権利条約についてです。

1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准した子どもの権利条約は、全ての子供が生まれながらに持つ権利を保障することを目的としています。

子供を単なる保護の対象ではなく、1人の権利を持つ主体として尊重することを世界に示した重要な国際条例であり、その理念は子供の最善の利益を第一に考えるという原則に集約

されています。

日本が批准して30年がたちますが、現実にはいじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、子供たちの権利が十分に保障されているとは言えない状況があります。こうした課題に対し、自治体がどのように子どもの権利条約の理念を施策に反映しているのかが問われます。

子どもの権利条約がどのようなものなのか、子どもの権利に関する条例を制定されている杉並区のリーフレットを参考にお配りしましたのでご覧ください。

こういうものをお配りしていますが、これを見ていただけたらと思います。

そこで、次の内容について質問いたします。

本町において、子供の権利を保障するための条例制定の必要性について、どのように考えていますか。

第12条、子どもの意見表明権にあるように、子供自身が意見を表明し、町の施策に反映される仕組みはどのように確保されていますか。

子供の権利侵害に対応するための独立した相談窓口や権利擁護機関の設置は検討されていますか。

生きる権利を守る視点から、不登校、いじめ、虐待などの問題において、子供の声を直接聞ける体制が十分かどうかを町はどのように認識していますか。

また、子育て支援、教育政策、福祉政策との連携について伺います。

2点目は、中学の部活動地域移行についてです。

教員の働き方改革や少子化に伴う部員数減少の課題を背景に、令和8年度までに移行完了を目指すとされていますが、進捗について現在の達成状況と今後の見通し、具体的な目標をお示しくください。

3点目に、手話言語条例の取り組みについて。

手話言語条例制定から5年が経過しますが、町が目指す理念について改めてお聞かせください。

今後の新たな取組や計画についても、考えているものがあれば教えてください。

以上、再質問は自席にて行います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 梅野議員のご質問にお答えをします。

子どもの権利条例とは、子供の権利が主体として尊重され、安心して成長できる社会を実現するために、子供の権利を総合的に定める法則でございます。

この条例は、子供の生きる権利、また育つ権利、守られる権利、参加する権利などを保障し、大人の役割や政策の推進、権利侵害からの救済策など、具体的な内容を子供の権利保障として、生きる権利、育つ権利、守られる権利について、いじめや虐待から守られ、教育を受けたり遊んだり、また、豊かに育つための保障や参加する権利については、自分に関係のある事柄について意見を表明する権利、また、子供の権利の保障としては、その成長を支援する家庭、学校、地域社会など、大人の役割と責任等でございます。

条例の制定については、現時点では条例で制定していないものの、条例の権利については、各課で対応をしている状況でございます。今後については、条例制定も含め、検討をしたいと考えております。

以上です。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、1つ目、子どもの権利条例についての町長がお答えした以外のご質問について、お答えさせていただきます。

子供自身が意見を表明、町の施策に反映される仕組みについては、今年度、主権者教育の一環として各小学校6年生を対象に、子ども議会を開催いたしました。授業参観や授業でグループに分かれ、町に対して意見等をまとめ、7月3日に議場にて河合町をどんな町にしたいか、児童の思いを発表してもらいました。

子供たちから聞いた貴重な意見として扱い、子供の意見を実現する観点で検討、判断をしていきたいと考えております。

子ども議会後のアンケートでは、町役場の議場で意見を述べるという貴重な体験ができ、喜びを感じているや、緊張しながらも自分の意見をしっかりと発表できた等、楽しかったという意見が多く見受けられたので、毎年、継続的に実施していきたいと考えております。

子供の権利侵害に対応するために、独立した相談窓口や権利擁護機関の設置は検討されていますかにつきましては、専用窓口ではございませんが、当町には法務管理主任に週1度来ていただいておりますので、スクールロイヤーのような役割を担っていただいておりますので、管理職が保護者や先生からの意見等を受けて、解決に向けての相談を行っているところでございます。

そのほかにも、県教育研究所が電話教育相談、来所教育相談等の相談窓口を設置しております。このような相談窓口も周知し、対応を図っているところでございます。

不登校、いじめ、虐待などの問題におきましては、子供の声を直接聞ける体制については、学校でいじめをはじめ生徒指導に係る問題、地域、保護者からの相談や要望への対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、必要に応じてケース会議、要保護対策協議会等でアドバイスを活用するなど、情報の共有を図りながら学校支援に努めているところでございます。

子育て支援、教育政策、福祉政策との連携につきましては、生きる権利、育つ権利、守られる権利について、不登校、いじめ、虐待など各課で情報共有を図りながら、連携しているところでございます。

次に、2つ目の中学校の部活動地域移行についてお答えさせていただきます。

進捗状況につきましては、令和6年度に部活動地域移行に伴う整備委員会の中で、持続可能な種目や競技を決めていくことがよいのではないかという意見でまとまりました。その中で、各校の種目、競技を決定したところでございます。

今年度は整備委員会から部活動地域移行に伴う運営委員会へ移行し、具体的な部活動の運営について協議を重ねているところでございます。内容につきましては、存続させる部活動に対して教員の意識調査、河合町地域クラブ活動指導者人材バンクに登録のある指導者の現状の把握、人材バンクの指導者の設置要項等を作成し、地域移行に向けて取り組んでいるところでございます。

現在の達成状況につきましては、先ほど申しました運営に伴う運営委員会設置要項の作成や、人材バンクの指導者に対しての河合町地域クラブ設置要項の作成、教員に対しての部活動の関わり方についての意識調査を行いました。

今後の見通しにつきましては、このことを踏まえて、各中学校の管理職と部活動の地域移行について個々具体的な意見交換を行い、国や県の方針である令和7年度末までに、休日の部活動の地域移行の完了を目指しているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうからは、3点目、手話言語条例の取り組みについて、回答のほうをさせていただきます。

手話言語条例が制定されてから、町の広報紙において職員による手話を紹介するコーナー、手話の部屋を掲載しております。また、子供たちにも幼い頃から手話に触れてもらいたいとの思いから、町のキャラクターすな丸を活用した手話ポスターを作成し、学校、こども園の施設内に掲示していただきました。

そのほかに、手話に興味を持った方が手話を手軽に学べるように、手話奉仕員養成講座を例年開催しております。

手話は言語であるとの考えから、町で実施する講演会のイベント等には手話通訳者を設置し、また、窓口での手続などがスムーズに行えるよう、手話通訳者窓口を設置するなど、ろう者が不便を感じることがないように、様々な工夫に取り組んでおります。

町としましては、手話に触れる機会を通じて、手話を言語とするろう者の立場や音のない環境に生きるとはどういうことか、その方の立場に思いをはせていただき、共に同じ地域で生活するために、お互いができることをしていただけたらと思っております。

新たな取組につきましては、ろう者が高齢になってきておりますので、介護サービスが必要となった際に、サービス提供者と意思疎通に不安があるといったお声がありましたので、介護サービス事業所にお声がけをして、手話奉仕員養成講座に参加していただくなどの対応をしております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、子どもの権利条例について再質問いたします。

子どもの権利条例に基づいて、2023年、こども基本法が施行されました。子ども・子育て支援や教育施策は進んでいるものの、子どもの権利条例の理念を正面から位置づけ、町全体の施策に生かす仕組みはまだ十分ではないと感じます。

県内では、子供の権利に関する条例の理念に基づき、子供に優しいまちづくり条例を制定されているところもあります。先日、そのための研修を受けてきました。全国から多くの議員が参加され、子どもの権利条例制定について学びの時間を共有しました。河合町としても、子どもの権利条例の理念をどのように認識し、施策に反映していますか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

理念につきましては、子供も人権の主体であるという認識に立ち、差別禁止、最善の利益、生存・発達の権利、意見表明の尊重という4つの原則を全ての施策に反映させるということだと考えております。

具体的には、子供の意見を徴収し、尊重する仕組みづくりや、河合町でやっているのは子ども議会、成長を阻害する要因の排除、虐待の対応、こういった子供の尊厳を守る差別的な扱いの禁止、こちらはいじめ対策、こういったことをきちんと徹底することが求められているという状況だと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

子ども議会は約30年ぶりに開催されました。以前は中学生議会でしたが、主権者として求められる力を子供たちに育むために、中学生を対象にした議会も開催されればよいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まずは今年も開催させていただきました主権者教育の一環としまして、先ほども申しましたとおり、来年度も引き続き小学6年生を対象に子ども議会を開催したいという考えを持っております。

中学生につきましても、そういった小学生が定着した上で開催できるような検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 子ども議会開催後、子供たちにちょっと声を聞かせていただきました。そのときに、中学生になっても中学生議会を開催してほしいという子供たちの声を聞きましたので、またその点よろしくお願いします。

子供が安心して暮らせる町をつくることは、町の未来を守ることに直結します。町が明確に子供の権利を掲げ、こどもまんなか社会を実現する姿勢を示すことは、町への信頼を高め、

子育て世代の定住促進にもつながると考えます。

町長の所見をお聞かせください。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 議員のご質問にお答えをいたします。

子ども議会を通じて子供の主張を聞かせていただいて、質問の内容も本当に意義のある内容でございました。やはりご指摘のとおり、子供が安心して暮らしていくには、将来の河合町を支える基盤である子供に町の未来そのものを守る取組だと、共に考えていきたいと考えます。

本町においても、こどもまんなか社会の実現に向けて、しっかりと子供の権利の主体として尊重する姿勢を明確に示すことは、大変重要であると認識をしております。具体的には、既に進めている子育て支援政策をはじめ充実することに加え、子ども議会やワークショップなど、子供自身の声をこの河合町のまちづくりに反映する仕組みづくりについても検討してまいります。

これらの取組を進めることで、子育て世代に河合町に安心して子供を育て預けられる町という信頼を持っていただき、定住促進にもつなげてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

条例の制定も含め、検討していくとのご答弁ですが、近隣自治体のように条例や宣言を行うことで、町の姿勢を明確に打ち出す効果があると思います。河合町としても子供の権利宣言から始め、将来的に条例化を目指していただけるようお願いいたします。

また、子供たちは未来の担い手であり、今を生きる大切な一人一人の町民です。その声を聞き、権利を尊重するまちづくりを進めることが、持続可能な河合町を築く第一歩になると考えます。

町長から今ご答弁いただきましたが、前向きにご検討をよろしくお願いいたします。

次に、子供の声を聞くという点では、今回、公民館に自習学習室を開設していただきましたが、実績を教えてください。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 夏休みになんですけれども、町立公民館で35日間行いました。

延べ人数でいきますと、99人というところであります。高校生で14人、中学生で7人、小学生で6人という結果でありました。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

使用された児童生徒の声は聞かれましたか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） アンケート等、利用者の声というのは直接聞くことはしていなかったんですけれども、この傾向から見ますと、夏休みのお盆頃がちょっと多かったかなというところを感じております。

また、リピーターの方も多かったので、来年度も引き続き実施したいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、またアンケートを取って、子供たちの声を聞いていただければと思います。

子供たちからは、ちょっと私、直接聞いた声としまして、夏休みだけじゃなくふだんも開放してほしいということでした。またご検討願います。

夏休みだけでなく、今後も継続していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今回、初めて実施した夏休みの自習室の開放は、継続的に実施していきたいとは考えておるんですけれども、多くの児童生徒に活用してもらいたいと考えているところなんですけれども、4月に公民館のリニューアルして以来、貸館業務のほうもどうしても増加しているというところもあります。土日等も含めまして、1年間の貸館状況

も確認した上で、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 99人もの生徒が活用されたということなので、ぜひまた土日の検討もお願いします。

広陵町では子供の居場所づくりとして、民間と連携して夏休み期間中にみんなの家を開催されました。学校でもない家庭でもない第3の居場所として、ゆっくり過ごしたり、宿題をしたり、読書をしたり、友達と話したり、自習したりできる場所です。奈良トヨペットや特別養護老人ホーム、イズミヤショッピングセンター内、まちじゅう図書館などの一部を提供していただいています。各施設の入り口に目印としてのぼりを設置されています。今後そのような取組をされてはと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 今回の広陵町のほうで、そういった夏休み期間中にショッピングセンター等、事業所等、協力をお願いして、フリースペースのほうをつくっておられたというところは、こちらのほうも聞き及んでおります。夏休み期間中ということで、現在のほうは終了はしています。

河合町では広陵町のようななかなか大きいショッピングセンターや事業所がございませんので、今回、広陵町、こういったことを開設することになったいきさつや、あと利用実績、あと利用者の声、そういったものを聞きながら、河合町でもこういったことができないか、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

近隣がされているということですのでぐく目につきますし、SNSでもその様子を発信されております。親御さんたちも長い夏休み、子供たちがそういう居場所があって安心して過ごすことができるので、ぜひまた検討を、広陵町を参考にしてよろしくをお願いします。

次に、部活動の地域移行について質問します。

各中学校の1年生及び2年生の運動部、加入している人数を教えてください。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

河合第一中学校で1年生の男子が6人、女子が11人、2年生で男子が13人、女子が17人、合計47人でございます。第二中学校につきましては、1年生で男子13人、女子25人、2年生男子12人、女子12人、合計62人が運動部の加入というところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、令和8年度も継続予定の各校の種目については何がありますか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

令和8年度の継続予定の種目でございます。

第一中学校につきましては、野球、バレーボール女子、卓球男子、ソフトテニス、バドミントン女子、吹奏楽でございます。

第二中学校につきましては、卓球女子、ソフトテニス男子、剣道、陸上、吹奏楽の予定となっております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、河合町のクラブ活動指導者人材バンクを立ち上げられるということでしたが、現在、何人の登録がありますか。それと、どのように周知されていますか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

令和6年10月から河合町地域クラブの指導者に対する人材バンクを立ち上げたところでご

ございます。安定した指導者の確保に努めておるところですが、現時点では種目の偏りもございますが、7人の登録申請をいただいております。まだまだ足りていない状況となっておりますので、多くの方に登録していただけるような周知はしっかりとしていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

子ども議会では、部活動の種目を増やしてほしいといった意見がありましたが、教育委員会では検討や対応策は考えていますか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

部活動の種目を増やしてほしいということで、子ども議会でもご質問がありました。例えばになるんですけれども、野球で例えますと、第一中学校には野球部がございます。しかし、第二中学校には野球部がございません。

こういった状況の中で、部活動地域移行により平日は学校教育の中の一環と、土日祝につきましては社会教育の一環という観点から、新たに土日祝の社会教育の部分を地域クラブということで立ち上げることによりまして、休日の部活動の地域移行、そういう形で、第一中学校はもともとあります、第二中学校の子も合同でその地域クラブに参加できるようにということで、今現在、調整を行っております。

よって、第一中学校にはある、第二中学校にはない。逆のパターンもありますね。第二中学校にはあるけれども、第一中学校にはないという部活動におきまして、ちょっと選択肢の一つとして選んでもらえるような体制づくりを今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） よろしく申し上げます。

休日の指導については、先生方からの不安な声などはないでしょうか。あわせて、部活動の地域移行についての今後の課題や方向性についてお聞かせください。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほどもちょっとご説明させていただきました。平日につきましては、今のところ学校教育ということで先生が指導されると。土日祝につきましては社会教育ということで、地域の方が指導に当たっていただくという流れになります。

その中で先生が不安に思っておられるのが、けがであったりトラブル等への対応であったり補償がうまくいくのか、また、指導者同士、そういう指導力、また、人柄も含めて心配なところもあると。あと、平日の指導者と休日の指導者、この指導方法のギャップなんかもうまくできるのかなというふうな不安を持っておられる先生が多いかなという状況でございます。

何よりも先ほどからちょっと言わせていただいております指導者の確保、これが非常に難しい状況で、これが最優先だなというふうには、それだけじゃないんですけども、まずは指導者の確保が最優先だと考えております。現在所属している部活動の存続をするためにも、本当に指導者の確保、これが必要になってくると。

また、大会に参加、引率を含めて、中学校の場合は中体連がございます。中体連の指導者につきましては、ほぼほぼ先生が今やっただけでいる状況ですので、この先生らがどういうふうなこれから組織化されていくのかということも、地域の人材の方がそこうまく入っていけるのかということも含めまして、検討していかなければならないというふうに思っております。

何度も言うようにですけども、持続可能な運営を行うためには、人材の確保、これに尽きるのかなというふうに、教育委員会としては今思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

次に、手話言語条例について再質問いたします。

毎年9月23日は手話言語の国際デーです。2017年12月19日に国連総会で決議されました。決議文では、「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進

すること」とされています。

また、9月23日は、1951年に世界ろう連盟が設立された日です。今後、国際デーを記念するイベントを開催していくとともに、全国各地でも手話言語の国際デーの記念イベントが増えていくことを期待しています。

また、2025年6月25日に施行された手話に関する施策の推進に関する法律、手話施策推進法に基づき、9月23日が手話の日として制定されました。手話施策推進法には、手話言語が重要な意思疎通の手段であることが位置づけられ、手話言語を使って暮らせる環境整備等を国や自治体の責務であることも明記されています。

そこで、質問です。

学校や子ども園に手話ポスターを掲示しているとのことですが、何か反響はありましたか。近隣の市町村では、小中学校での出前手話講座を行っているところもあるようですが、そういった取組をされてはいかがでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 学校や子ども園でのポスターの掲示というところで、各施設とも協力がありまして、子供たちの目につきやすい場所に、当時、学校のほうにも協力していただきました。興味のある子供たちに見ていただいたとお聞きしております。

また、先生たちからも、子供たちに手話のことをお伝えしていただいたとお聞きしておりますので、手話やろう者の方に関心を寄せていただくきっかけになったと考えております。

小中学校に向けた出前講座なんですけれども、学校カリキュラムの関係もあり、時間調整が難しいとは考えておりますけれども、教育委員会で一度また関係団体とも一緒に考えていけたらと思っております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 学校のほうで朝の読書とかの時間が少し設けられているかと思うのですが、週1回、月1回でもいいので、少しの時間を活用して、手話に触れ合う時間があればと思います。手話サークルの方などのお力をお借りしてもよいのではと思います。ぜひ前向きに検討をお願いします。

また、現在、広報紙に手話紹介が掲載されていますが、制定5年目になり、ちょっと工夫

も凝らして動画にしてみるなど、挨拶程度の新たな取組を考えてはいかがでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 制定から5年が過ぎまして、周囲の市町村も手話言語条例ができるなどして、手話に対する社会情勢や意識も大分変わってきたのかなと考えております。

広報については、繰り返し触れていただくことで定着化が図れると考えておるところではございますが、現在、広報担当ともこの取組がこのままでいいのか含めて、検証しているところでございます。町としては、手話の啓発に何が効果的なのか、町の聴覚障害者協会等関係機関とも協議して、考えていきたいと思っております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

広報からそういうコーナーをなくすことのないように、もしなくすのであれば、また違ったことを考えていただければと思います。上牧町とか香芝市などは、挨拶程度の動画を流しておられたりしていますので、またそちらのほうも参考にお願いします。

職員向けの手話の取組は何かされていますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 1年に1回、職員全体に向けて障害者研修のほうを実施しております。その際に、研修の中で手話のことに触れておりますので、そういったところで手話のことも理解していただいていると思っております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 2016年に制定された札幌市では、手話推進研修を庁舎全体に導入されています。職員研修の一環としてまた考えていってください。

それと、手話通訳窓口の設置は現在月2回程度しか行われておらず、その日を目がけて来庁されるろう者の方もおられると聞いています。しかしながら、急遽、役場に手続に行く必要が出てくることもあるかもしれません。通訳者の設置も大切ですが、ろう者の方が役場に来るハードルが下がるような環境づくりも大切だと考えています。例えばICTの活用もその一助を担うことができると思います。そのあたりはどのようにお考えですか。

私自身、職員のとくに、ろう者の方が鉛筆と紙を片手に来庁される場面を度々目にしておりますので、タブレットなどが1つあるだけでもスムーズになるのではないかと思います。そういった手だては何か用意されていますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 手話通訳者の設置が隔週になった経緯なんですけど、2週間に1回という形になった経緯につきましては、利用者さんのお声を聞きながら、現在の窓口設置回数に至っております。設置日以外の日にもろう者の方が来所される日もありますけれども、丁寧な対応を心がけています。

I C Tを活用した体制についてなんですけれども、遠隔手話サービスや電話リレーサービスなど、スマホのアプリや電話を活用したサービスが既に普及しており、ろう者にも利用するようにお声がけのほうをしているところでございます。

タブレット端末につきましては、コロナの時期にちょっと遠隔手話が必要だということで、現在1台用意しております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） リモート通訳や字幕アプリなどもあるということなので、ろう者だけではなく障害をお持ちの方が多く来られる福祉課などの窓口だけでも、設置を検討いただければと思います。

そのほか、町主催イベント等での手話コーナーの設置なども考えてはいかがでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 手話に親しんでもらうイベントなんですけれども、これにつきましては、当事者が主体的になって取り組んでいただけるほうが、よりよいものができるのかなと考えております。

障害全体に、一般的に言えることなんですけれども、私自身は常々、当事者と一緒こういうものは考えるべきだと考えております。障害者施策を考える上で大切な言葉があります。これ「Nothing about us without us」、私たちのことを私たち抜きでは決めないぞという言葉があります。これは国連が採択した障害者権利条約を策定したときの合い言葉です。

この言葉のように、障害のある人自身が参画することでよりよいものができますので、当事者団体がイベントに参加したい等のご提案がありましたら、協力機関とも相談しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

以前、他町のイベントに参加したときに、スタンプラリー形式の手話体験コーナーがありました。そのときに思ったのですが、クリアした人は啓発物品などの景品がもらえるということで、大勢の方がチャレンジされていて、手話に親しんでおられました。

河合町でもふれあいの集いや産直市など盛大なイベントが開催されているので、ぜひ何か考えていただきたいと思っています。少しのことですが、何らかの形で住民さんに手話に親しんでもらう機会を持ってもらうことが大切だと考えております。いかがでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 先ほども申し上げましたように、我々行政だけで考えるだけではなくて、当然、当事者団体とも話ししながら、どういったものが普及啓発につながるのか、それを一緒に考えていきたいと思っています。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） よろしく申し上げます。

昨日、たまたま広陵町の公式LINEで配信されていまして、9月23日の手話国際デーということで、ミニ手話講座を開講するとのことでした。それと、ポスター掲示物等で啓発をされていると発信されていました。河合町では、手話国際デーにちなんでそのような取組は行っておりますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 例年、9月23日、手話の国際デーに合わせて、ロビーのほうでポスターの掲示とかそういったところで、手話を知っていただくような形でさせていただいております。今年につきましては、デジタルサイネージを使って、もう少しちょっと分かりやす

いように、手話のことを知ってもらう啓発を考えております。

ほかの市町村もいろいろな取組をされておりますので、そういった取組をちょっと参考にしながら、また皆さんに手話に触れていただくきっかけを増やしていきたいと考えております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

手話は言語だということを誰もが身近に感じてもらえるように、これからも継続していただきたいと思いますようお願いします。

午前中、常磐議員の質問で浦部長の答弁がありましたように、福祉課にいて、窓口でありがとうと言って帰っていただけるのがうれしいということで、それをもって人に役立てるよう、喜んで帰っていただけるという声を聞かせていただきました。私も浦部長と一緒に福祉課で仕事をさせていただいていたので、それはよく分かります。大変なことも福祉課ではありますが、喜んでいただけるのも福祉の仕事だと思いますので、これからも福祉に優しい河合町と言われるように、一緒に取組をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（岡田康則） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

あの時計で35分から再開します。

5分間だけ暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時35分

○副議長（岡田康則） 再開します。

◇ 中山 義 英

○副議長（岡田康則） 10番目に、中山義英議員、登壇の上質問願います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項1、情操教育について。

情操教育とは子供の豊かな感情や心を育てる教育のことで、感受性、想像力、道徳心、知的好奇心など、様々な体験を通じて養うことを目的としています。情操教育は、科学的情操教育、美的情操教育、道徳的情操教育、情緒的情操教育の4つに分類されます。素直に美しいと感じる心や感動する心を育てる美的情操教育の一つとして、俳句の学習を取り入れていく考えはありますか。

質問事項2、夏季特別休暇等について。

公務員の夏季特別休暇は、職員の心身のリフレッシュによる健康保持及び職務能率の向上などを目的に、福利厚生の一環として設けられています。夏季特別休暇の日数は、国家公務員の場合3日以内と定められていますが、地方公務員の場合3日から6日と、各自治体によって日数は異なります。

河合町の夏季特別休暇の日数は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則で3日の範囲内と規定されていますが、奈良県下の自治体においては、6日の範囲内とする自治体が増えています。河合町において、夏季特別休暇の日数を変更する考えはありますか。

質問事項3、ノーネクタイ等の通年化について。

河合町では5月1日から10月31日までの間、省エネとCO₂排出量削減を目的としたノーネクタイ、ノージャケットのクールビズを実施されていますが、全国的にはノーネクタイ等を通年化する自治体が増えています。

そこで、河合町でも働きやすい職場環境、さらなる省エネルギー推進のため、時と場所、場合に応じたノーネクタイ等の通年化を実施する考えはありますか。

質問事項4、人口減少問題に関連して。

令和元年度以降、河合町の人口は毎年減り続け、令和7年1月末時点では1万6,576人と、ほっかつ4町の中では河合町だけが2万人を大きく下回る状況が続いています。今後もこうした状況が続くと、税収の落ち込みに伴う福祉、教育など行政サービスの低下だけにとどまらず、空き家や耕作放棄地の増加が加速することも予想されます。

3点質問します。

1、人口が減り続ける原因は究明されていますか。

2、人口減少問題の解消に向け、今後の方針について。

3、人口減少社会に対応した公園緑地の在り方について、町はどのように考えていますか。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、1つ目、情操教育についてお答えさせていただきます。

情操教育とは、児童生徒が豊かな心を育み、個性を伸ばし、価値観や道徳心を養う教育のことで、科学的・美的・道徳的・情緒的情操教育の4つに分類されております。

学校での具体的な取組といたしましては、修学旅行で小学校は広島、中学校は沖縄、その被爆地で戦地の見学、また語り部等による講演などを受けておるところでございます。講演を通じて戦争や平和について考えさせられる内容であり、道徳や情緒教育に努めています。

また、小学校ではカッター体験や物づくり体験、中学校ではマリン体験などを行っているところがございます。

このような修学旅行での民泊体験を通じて、科学的・美的・道徳的・情緒的情操教育の全ての体験ができていくという状況でございます。

また、SDGsやジェンダーについても学習が行われ、これら全てが情操教育につながっているというところがございます。

俳句を学習に取り入れることにつきましては、言葉の豊かさを感じ取り、感性や想像力を育むことで、情操教育につながるものと考えております。こども園においては、遊びを通して知識を深く広く身につけ、小学校、中学校におきましては、キャリア教育等の一環として学校と協議の上、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私から、2点目にご質問いただいております夏季特別休暇等についてお答えいたします。

本町職員へ付与することとなる夏季特別休暇につきましては、職員の勤務時間、休暇等に

関する規則にて、原則として連続する3日の範囲内と規定しておるところでございます。取得の上限の日数につきまして、奈良県下の自治体においても日数が異なっているということも、認識しておるところでございます。

そのような中でございますが、本町では夏季特別休暇の要件を昨年度より、繁忙期等での期間に取得することが困難である場合、従来、これまで7月から9月の3か月の期間取得可能としておったものを6月から10月の5か月の期間に取得できるように、期間の延長というのを行ったところでございます。

ご質問いただいております夏季特別休暇の日数を変更する考えはというところでございますけれども、夏季休暇の現在の取得の状況、そして年次休暇の取得率、また、県内の状況を把握した上で、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目にご質問いただいておりますノーネクタイ等の通年化という部分でございますが、本町におきましても働きやすい環境を整え、業務効率向上の取組として、職員の軽装勤務の通年化、これを検討しておるところでございます。

実施に向けまして、服装の基準、実施方法及び住民等への周知についての内容を今精査している段階でございますが、今年度につきましては、秋より試行的に実施を行い、来年度夏からの本格実施、これを目標に進めておるところでございます。

そして、4点目、ご質問いただいております人口減少問題に関しまして、まず最初にご質問いただいております人口が減り続ける原因を究明しているのかということでございますが、人口の増減に関しましては、出生児数と死亡者数からなる自然動態、そして転入者と転出者の数からなる社会動態がございます。社会減少数に関しては改善傾向にございますが、河合町の高齢化率が高いという現実もございますので、自然減少数が大きいことが原因ではないかと考えておるところでございます。

そして、その解消に向けて今後どういった方針であるかというご質問でございますが、人口減少問題の解決に対する今後につきましては、河合町の少子高齢化が進んでいる実情を踏まえて考えると、やはり若い世代の移住・定住に向けて取組、ここを進めてまいる必要があると考えておるところでございます。

私からは以上となります。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは、私より、4つ目の人口減少問題に関連してに

ついでに③人口減少社会に対応した公園緑地の在り方についてお答えいたします。

本町は平成12年に人口のピークを迎え、以後、減少傾向が続く中、少子高齢化についてさらに進行することが見込まれております。そのような状況下において、公園や緑地につきましては、施設の老朽化や継続的な管理費用、そして利用者が少ない、また、利用されていない公園緑地の管理運営が課題となっております。

今後の公園緑地の在り方といたしましては、災害時の避難場所としての役割を担いつつ、人口減少や都市を取り巻く環境の変化、また、地域の実情などに即した管理運営を行う必要があります。今後のまちづくりの方針を見据えた上で、集約や再配置などの検討が必要であると考えております。

私より以上となります。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、1番から再質問させていただきます。

河合町においても、情操教育には今まで力を入れてこられたと思います。情操教育というのは、絵を描く、音楽を聞く、ペットを飼う、スポーツを習う、料理や家庭菜園などを通じて、学校だけでなく家庭でも学ぶことができます。

今回、情操教育の一つとして俳句の学習を提案した背景には、現在、日本古来の文化である俳句をユネスコ無形文化遺産に登録しようとする動きがある上に、俳句を学ぶことで、より一層想像力の向上、自己表現力の向上、さらにはコミュニケーションの向上などが期待できると言われているためです。

学校関係者及び職員の方々の協力を得て、夏休み中に第一小学校、第二小学校の学童保育の1年生を対象に、私の友人で俳句に関しては国内でも有名な者がいるので、お願いして、お試して俳句の学習をやってもらいました。

質問します。

ほとんどの生徒さんは初めて俳句に触れたと思いますが、生徒さんの感想はどのようになっていますか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 今年の夏休み、1年生を対象に学童保育のほうで俳句をつくってみようという体験イベントをさせていただいた際の感想なんですけれども、5・7・5

の17音の俳句に文字数が多かったり少なかったりと、全員が頭を悩ませていましたが、最後まで子供たち一生懸命つくってくれまして、参加した全員が1つの句をつくることができました。子供たちからも、楽しかった、またやってみたいや、難しかったという感想をいただいております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

私も一緒に見とったんですけれども、1年生の生徒さんが一生懸命考えて、俳句づくりに取り組んでいる姿を見て、少し驚きと感動というのがありました。

情操教育の一つとして、再度お試しで、冬休み、春休み、1年生の学童保育の生徒さんを対象に、俳句の学習を実施する考えというのはありますか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 今後についてですが、通常時期に実施することは難しいと思われまので、長期休暇期間中のイベントとして、1年生だけではなくほかの学年の子供たちにも体験してもらえる時間を設けられたらと思っております。

また、10月から学童保育の運営は委託することになります。委託業者ともイベント実施について調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、いい方向に考えてください。

私としては、俳句を学習に取り入れていくことは、子供たちの未来への投資と考えています。そして、俳句がユネスコ無形文化遺産に登録されたら、情操教育の一つとして俳句を取り入れる学校というのは増えていくと思いますので、河合町はそうしたことに先駆けて取り組んでいかれることを望みます。

では、続いて、夏季特別休暇について再質問させていただきます。

特別休暇やノーネクタイの通年化というのは、本来、議員の私が質問する話ではありませんが、河合町には職員労働組合がないためか、このままではいつまでたっても職員の労働環

境が改善されないと考えて、今回、質問させていただきました。

夏季特別休暇の主な目的についてお答えください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 夏季休暇に関しましては、体の健康維持及び増進、家庭生活の充実というので設定されております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 主な目的としましては、疲労回復、それからストレスの軽減、プライベートな時間の充実、そういったものが主な目的です。

では、質問します。

河合町では夏季特別休暇を3日間与えられていますが、職員からもうちょっと休暇を増やしてほしいというふうな要望というのはありますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 確かに他町との違いもありますので、そういった要望というのは数回寄せられることもございます。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町の職員の方というのは仕事好きの人も多いのか、それともほんまに周りの自治体の状況というのをよく知らないのか、そのあたり分かりませんが、河合町での夏季特別休暇、これの取得率、どのようになっていますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 夏季休暇の取得率でございますが、過去3年間の部分で出させていただきますと、令和4年で91.62%、令和5年で94.77%、令和6年で88.18%となっています。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 取得率のほうはずまずというところですね。

では、夏季特別休暇、これ増やすことに何か問題というのはありますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 取得日数を増やすという部分に関しましては、連続して本来取得すべきという部分もあります。その部分に関しますと、職員の業務の遅延であったり、住民サービスの低下、こういったものを招かないように、業務計画であったりマネジメント、そういったものが必要になってくると考えています。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、本来、最初のほうで部長のほうも言われていましたけれども、年次有給休暇というの関係もあるやろうし、職場によって取りやすい職場、取りにくい職場というのもあるかと思うんですけれども、これ2023年、国内企業の年次有給休暇の取得日数の平均、これ11日なんです。ほんで、河合町の今、夏季特別休暇聞きましたけれども、年休の取得率というのはどれぐらいありますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 年次有給休暇の取得率でございますが、これも同じく3年間で出させていただきます。

令和4年で12.2日、大体61%程度、令和5年で14.2日、71%程度になります。令和6年で13.8日、69%という形の取得日数になっています。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 国が過労死防止対策として、2028年までに年次有給休暇の取得率70%以上を目標としているので、年次有給休暇の取得率がそこに達していない場合は、悪い原因とこのを分析した上で、取得率の向上に向けた対策とこのを今後取ってください。

それと、質問させてもらいます。

県内で、そしたら、夏季特別休暇の日数を6日間としている自治体を全てお答えください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 申し訳ありません。全てという形ではちょっと調べられてはいないんですけども、6日間取られている市ですと、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、近隣の町ですと、平群町、斑鳩町という形となっております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 町役場の中では、今、言われたように、平群町と斑鳩町が6日間ということですが、河合町の職員も平群町、斑鳩町の職員と同じ地方公務員です。にもかかわらず、平群町、斑鳩町の職員には夏季特別休暇が6日間与えられているのに、河合町の職員には3日間しか与えられていないというのは、やはり職員のやる気というのにも関わってくるので、早急に改善すべきと考えます。

質問します。

夏季特別休暇の制度趣旨に沿って、休暇日数を6日間とする規則作成を年度内にできますか、お答えください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 年度内というのはちょっとお約束はできませんが、県内の状況を把握した上で検討していきたいと考えています。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 年度内に約束できないって規則改正でしょう。条例じゃないよ。ほかの町でもやってんねんから、逆に3日というところのほうが私は少ないと思いますよ。広陵町でも5日やと思います。だからもっと職員のことを考えてこういうのはしていかないと、福利厚生の一環として。国のほうも過労死防止というふうに出しているんで、もっと柔軟な考

え方を持たないと駄目やと思います。

そして、私の経験上からいうても、年休より夏季特別休暇のほうが取得しやすいです。上司に時季変更権がないのでね。

そしたら、あともう一点質問します。

夏季特別休暇の取得単位、これ河合町の場合、1日単位になっていますが、柔軟な働き方、これを支援する観点から、取得単位を1日または半日単位に変更する考えというのはありますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 夏季休暇の取得趣旨としましては、盆であったりとか、体の健康維持増進、家庭生活のためという形ではありますけれども、制度の趣旨を考えますと、1日単位での取得というのが一番いいのかなと。取得単位の変更というのは、なかなかちょっと難しいかなとは考えます。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 別に私、課長の考え聞いているの違う。職員の考え、半日のほうが取りやすいの決まっているやん。だから一度アンケート取ってください、職員に。1日単位または半日、でも、半日でも1日でもどっちでもいい。そういうふうなアンケート。これほかに行ったら、1時間単位もあるよ、時間単位の。そういったところもあるんで、もう河合町、とにかく遅れ過ぎと思います。

次に、ノーネクタイについてちょっと質問します。

ノーネクタイ等の通年化については、実施できるように、今現在、調整中というふうな発言がありました。現在、実施されているノーネクタイ、ノージャケットのクールビズというのは、環境省が提唱している夏の軽装による取組で、その目的とするところは、省エネとCO₂排出量の削減です。

質問します。

県内でノーネクタイ等の通年化を実施している自治体を分かる範囲で全て答えてください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） こちらのほうでいきますと、天理市、橿原市、桜井市、五條市、香芝市、平群町、三郷町、王寺町、この分は把握はさせていただいております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 生駒市漏れていましたけれども、生駒もあります。県内でもノーネクタイの通年化というのを実施している自治体というのは増えてはいますが、関西でも大阪市をはじめ多くの自治体が既にノーネクタイ等の通年化を実施されており、ノーネクタイ等の通年化というのは、働き方改革や職場環境意識の向上にもつながる取組として、今後ますます広がっていくものと考えます。

質問します。

ノーネクタイ等の通年化に当たって、何か課題ありますか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 現在におきまして、ノーネクタイ、いろんな自治体で導入されておるとことは承知しておるんですけども、やはりどういったシチュエーションにおいてどのような着衣基準を用いるか、そういったところがまず第一にルールとして定める必要があるのかなと考えております。

あと、例えば来庁される方、もしくは職員がどこかの会議に訪れる際など、こういった取組をしているということの周知も必要かなと考えるところでございます。

ただ、いずれにしても、先行的な団体でございますので、そういったことを参考にさせていただいて、本町として検討してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 大体まとめますと、ノーネクタイを実施するに当たっては、役場に来庁された方々に対して不快感を与えることのないように、また、公務員として品位を損なわないように、節度というのを守ることが大事です。ノーネクタイ等の通年化を実施している自治体に確認しました。そうすると、住民に対して事前にホームページ、広報紙等で周知することで、特に大きなトラブルはなかったと聞いています。ノーネクタイの通年化というのは働き方改革の一環であり、時代の流れです。前向きに検討して、年内から実施されることを

望みます。

では、人口減少問題に関連して質問します。

人口減少の原因というのは、先ほどの回答で、生まれる人よりも亡くなる人のほうが多く、対策としては若い世代の移住・定住に向けた取組が必要ということですが、令和に入ってから河合町の人口は毎年右肩下がりに減少しています。町のほうでも十分理解されていると思いますが、河合町内で人を増やすことは難しく、町外から人を呼び込む以外に人口を増やす方法はありません。そのためには、町外の人に河合町に住みたいと思ってもらえるまちづくりが必要です。

質問します。

なぜ河合町に人が住んでくれないのかお答えください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） お答えさせていただきます。

人が住まない理由ということについてですが、議員ご指摘のとおり、確かに河合町の人口は減少してきておりますので、人が住まないというイメージがございます。しかし、社会動態は徐々に改善傾向にある状況でございます。ただ、河合町に転入をして住む場所として選んでもらうためには、人を呼び込み定住をしてもらう施策を進め、大きくは河合町のよさを町内外にPRしていく必要があると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） これはもう私のあれですけれども、町外の人というのは住み続けたいと思う町の選択肢、これに河合町、入っていないと思います。河合町は、人が住みたいと思う魅力ある町というのは、一体どういう町と認識されていますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 人が住みたい魅力ある町ということでございます。

人が住みたい魅力ある町としては、そこに住んで日々の生活に満足ができる町であると考えております。例えば商業施設などの日常生活環境が充実していること、通勤や通学に交通の利便性が高いこと、安心・安全に暮らせること、子育て環境や教育環境が整っていること、

財政面も含めた行政サービスの質が高いこと、あと地域コミュニティーが充実していることなどが重要な条件であると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

大体、今言われたような、この件については以前にも質問したことがあります。一般的に人が住みたいと思う魅力ある町とは、世代や性別によっても異なります。民間の調査では、交通の利便性、生活の利便性、町の安全性、子育て環境などがよく言われます。

さらに、最近ではこれらの判断基準に加えて、長く住むための基準に自治体から受ける行政サービスの質、これが重要視され、市町村が抱える借金というのも判断基準になっていると聞きます。

質問します。

河合町はこれらの判断基準の中で、ほかの自治体と比べてどこが一番劣っていると思われ
ますか、お答えください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 今、様々な条件があると申し上げましたけれども、河合町では
今何が欠けているかというところでございます。

現状の河合町を見てみますと、令和6年にイオン跡地に新しい商業施設も完成し、地域住
民を中心に生活の利便性は向上してきております。しかしながら、近隣町に比べると、スー
パー等の数が少ない傾向にありますので、大きくは日常生活環境に向上の余地がまだあると
考えております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、特に行政サービスの質と生活の利便性、河合町が抱える借
金と考えます。河合町の財政状況から考えると、今以上に行政サービスの質を上げることは
難しく、借金もすぐには減りません。

また、先ほど言われたように、生活の利便性、これはスーパーや医療機関の数が少ない点

から、ほかの自治体と比べてやはり決してよいとは言えません。こうしたところを改善していかないと、町外から人は入ってこないと思います。

今回、人口減少問題を取り上げた背景には、河合町は人口減少問題に対してほとんど危機感を持っていないように感じるためです。というのも、2014年に河合町が消滅可能性都市に指摘されてから10年後2024年時点においても、消滅可能性都市から脱却できていないためです。

以前に質問したことがあります、消滅可能性都市とはどういうことか、簡単に説明してください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 消滅可能性自治体について説明させていただきます。

消滅可能性自治体とは、増田寛也元総務大臣が座長を務める日本創成会議が2014年に発表した人口試算でございます。2010年とその30年後である2040年を比較して、20歳から39歳の女性の人口が50%以上減少すると予測される自治体を指しております。全国で896市町村、奈良県で26市町村が当てはまり、河合町もそのうちの一つでありました。

あと、2024年ですけれども、2024年には地方自治体の持続可能リストが公表されました。河合町は推定される減少数は改善はされましたが、引き続き50%以上の減少が見込まれ、消滅可能性自治体となっております。ただし、インパクトは強いですが、市町村がなくなってしまうということではございません。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、言われたような感じです。2014年当時、消滅可能性都市に指摘された自治体は全国で896自治体となっていました、2024年、これは744自治体と、152の自治体が消滅可能性都市から脱却しています。

ここで質問します。

河合町が消滅可能性都市に指摘されてから現在に至るまで、脱却するためにどのような取組をしてこられましたか、お答えください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 脱却するに当たってですけれども、基本的には人口の増加というところでございます。

町外からの転入者を増やすという点では、Iターン、Uターン、Jターン等を視野に入れ、ふるさと祭りや産直市等のふるさと回帰のイベントを開催したり、北葛城郡4町で連携して大阪圏でPRする機会を設けたりと、河合町の魅力を伝える活動をしてまいりました。令和2年度は豊かな自然の中で子供を育てる認定こども園も整備し、現代の子育て世代のライフスタイルに合わせた施策も実施してきました。

その結果、転入者と転出者の数を示す社会動態では、平成29年度のマイナス113名から令和6年ではマイナス19名と減少数は徐々に低下はしてきております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、令和7年1月1日時点で、総人口に占める二十から39歳までの若年女性人口の割合は何%ですか。また、その割合というのは、令和に入ってからどのように推移していますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） お答えさせていただきます。

令和7年1月1日の20歳から39歳の女性の割合と、令和元年からの推移でございます。

令和7年1月1日の20歳から39歳の女性の河合町全人口に対する割合は、約7.3%です。令和元年からの推移でございますが、平成31年1月1日時点では約8.5%となっておりましたので、この6年間で1.2ポイントの減少となっております。人口で申し上げますと、令和7年1月1日の20歳から39歳の女性の人口は1,213人で、平成31年1月1日時点では1,516人となっており、6年間で303人の減少となり、減少率は20%の減少となっております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

当たり前の話をしますけれども、若年女性人口というのは、減り続ける限り出生率は低下し、総人口の減少というのは止まりません。河合町の現状から言えることは、いろいろ努力

はされています。それでも、これまでの人口減少対策というのは不十分であったのかなというふうに考えます。

消滅可能性都市に指摘された奈良県の市町村は、2014年の段階では、先ほど言われたように26ありました。それが10年の間に若い女性人口の割合が増えたということで、大和郡山市、平群町、川西町、明日香村、天川村の5つの市町村が消滅可能性都市から脱却し、新たに三宅町が加わったことで、2024年の段階では、奈良県内では22の市町村が消滅可能性都市の指摘を受けているということになります。

では、質問します。

消滅可能性都市になれば、将来どのような悪い現象が起こるのか、簡単にお答えください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 消滅可能性自治体になるとどういうことが起こるのかということでございます。

まず、消滅可能性自治体に当てはまるということは、少子高齢化が進み、人口減少が引き続き進んでいるという状態でございます。それに伴い、税収の減少と社会保障に係る経費の増加、財政の悪化に伴うインフラ整備や福祉、教育を含む行政サービスの低下など、生活の質の低下につながる悪循環が起こることが懸念されております。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

人口減少によって生じることというのは、若者の減少による労働力不足、それと先ほど言われたように、税収の減少と公共サービスの低下、公共交通機関の縮小、撤退、医療機関や商業施設の撤退、閉鎖などが挙げられます。

それでは、消滅可能性都市から脱却した市町村に、どのようにして脱却に至ったのか対策方法等の確認はされていますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 一般的には若年層の移住・定住促進を目的に、子育て支援の充実や地域経済の活性化等が有効であると認識はしておりますが、その具体的な手法は確認し

ておりません。

以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 確認されていないということで、やはり河合町には危機意識というのはないようです。今のままでは、絶対自治体間の競争には勝てません。消滅可能性都市に入っていることは、人に自慢できる話ではありません。格好の悪い話です。脱却方法の中には、河合町でもすぐにやれることがあるので、やれることからすぐにでも取り組んでください。

先日、平群町の副町長を伺って、脱却の方法を確認してきました。平群町では子育てや定住促進を統括する新たなまち未来推進課を設立して、子育てや定住促進対策でやれることは片っ端からやってきたとのことでした。

質問します。

消滅可能性都市から脱却するための対策について、町の考え方、これちょっとお答えいただけますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えをします。

議員指摘のとおり、今まで河合町の取組として、人口減少に対する抜本的な対策はされてこなかったと考えます。

私も就任以来、もう2年半がたちます。その中で、やはり河合町の今置かれている形をしっかりと分析させていただきました。その中で、やはり今、河合町の人口減少、これは全国的にも人口が減っております。これは日本の人口が減っている中で、当然、河合町も人口が減ります。その中で、やはり今の河合町の現状を見据えたときに、西大和ニュータウンが開発されて50年たちます。50年の中で西大和ニュータウンと旧村、旧村は全く昭和以来変わっていないのが現状であります。

やはり河合町の旧村と、また西大和ニュータウンの今の空き家対策なども踏まえて、しっかりとその現状に合わせた取組をしなければならない。また、旧村においても、農業政策も本当に休業農地が増えて、農業従事者の2代目が育っていない。また、働く場所がないということで、現在、町のほうで企業誘致をはじめ農業政策、これは旧村対策でもございますけれども、やはりこれらをしっかりと働ける場所をつくる。また、農業政策については、次の

農業を担っていただく方を増やしていく。これは町内の方をはじめ、町外の方がしっかりと河合町で住み、また、子育てをしていただけるように、そういう政策を考えていかなければならないと、そのように考えています。

今の河合町は、何もしていないわけではございません。しっかりと未来を見据えたまちづくりに向けて、対策をさせていただいておりますし、住民の皆さんの利便性もしっかりと考えながら、様々な対策も取らせていただいております。

議員お述べのように、しっかりとこの町を消滅させないために、また、しっかりと行政として住民の皆さん方のご理解を得ながら、この町の行く末を考えてまいりたいと思っております。

議員のお述べのように、各市町村の対策もやはり検証させてもらったり、また、勉強させていただいて、この河合町の人口減少をまず止めたい。また、財政措置をしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、今後ともしっかりと住民の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えます。よろしくお願ひいたします。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 森川町長が悪いとは言うていません。過去からの河合町行政ということで。

消滅可能性都市というのも、ここから脱却するための対策として、一般的には若年層の移住・定住の促進、子育て支援の充実、企業誘致や雇用の創出による地域経済の活性化などが重要と言われます。しかし、私としては、一番大事なことは、やはり町長の強いリーダーシップ、それと職員のやる気と情熱、これしかないと思っています。

現在、河合町では企業誘致に向け、都市計画マスタープランの策定にも力を入れておられますが、実際、企業誘致に至るまでには数年以上もかかると推測します。また、子育て支援の充実に関しては、税収等の財源に余裕があればいろんなことに挑戦できますが、地方交付税に頼ってきている河合町の現状からは、やれることが限定され、厳しいところは多々あります。

しかし、嘆いてばかりいても現状は何らよくなりません。今の危機的状況から脱却するには、いろんなことに挑戦していく以外に方法というのはありません。

一方で、人口減少社会に対応した公共施設の見直しも必要です。

そこで、人口減少に伴う都市公園の在り方について質問します。

河合町の1人当たりの都市公園保有面積、何平米ですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 1人当たりの公園保有面積は、25.91平米となっております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 奈良県が公表している令和3年3月31日時点の都市公園等整備現況調査によると、国の基準では1人当たり10平米以上必要とされる公園保有面積が、河合町の場合、今、言われたように1人当たり25.91平米で、国の基準の2.5倍以上保有し、県下では5番目に多い状況となっております。

公園や緑地から固定資産税は入ってきませんが、公園や緑地の役割を考えると、多く抱えることが悪いとまでは言いません。しかし、人口が減り、利用者も減っていく状況下では、これからどのような公園や緑地がどれだけ必要であるかを見極め、時代に沿った公園緑地の集約化や利活用というのが求められます。

質問します。

河合町の未来を考えていくと、若い世代に河合町に住んでもらうことが最も重要です。最近、若い世代は戸建て住宅よりマンションを好む傾向があると言われていています。そこで、若い世代の定住や税収アップの観点から、佐味田川駅前の町民グラウンドに1階に保育所、役場の出張所、商業施設、2階から上は一般の居住用といった感じのマンションを建設する考えはないですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） ご提案いただきありがとうございます。

町といたしましても、人口減少や都市機能の変化、地域の実情などを総合的に判断すると、公園等の集約化というのは必要であると考えております。

しかし、都市公園法第16条には、公益上特別の必要がある場合を除いては、「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」といった規定が設けられておりますので、今後、都市公園の集約化に当たりましては、慎重に判断して進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 都市公園法第16条で確かに縛りはあるものの、国土交通省が公表している都市公園法運用指針の中では、人口減少社会に対応した都市公園の在り方について、柔軟な考え方が示されています。都市公園法運用指針の中で、公益上特別の必要がある場合についてどのように書かれているのか、また、町はどのように理解されているのか、ご存じだと思いますのでお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 運用指針の一部となりますけれども、公益上特別の必要がある場合についての解釈でございますが、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のこと」であり、「今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、『公益上特別の必要がある場合』と解して差し支えない」とされております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、都市公園の集約化に関して、国・県には確認はされましたか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 昨年度だったと記憶しております。都市公園に関するご質問をいただいた際に、奈良県の公園担当課のほうへ一度確認のほうはさせていただいております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） どういった回答でしたか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（枚本幸史） 県の担当者からは、都市公園を違う用途に変更する場合、公益上特別の必要がある場合は、その解釈というのが一概には答えられないとして、原則、廃止によって失われる公益性を代替する措置を講ずる必要があるとの回答でございました。

また、都市緑地法に基づき、緑化の保全、推進などの観点において、緑豊かなまちづくりを目指すことも踏まえ、総合的、そして慎重に判断する必要があるとの回答でございました。以上です。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 緑の保全というのは、県がよく使う言葉です。結論から言いますと、都市公園の指定を解除する場合、奈良県知事の許可は要りません。法に基づいて、国土交通大臣への報告義務があるだけです。

私も事前に国・県に確認しました。県は法第16条の規定があるものの、都市公園の集約化や違う用途への変更に関しては、絶対に駄目とは言っていない。また、国のほうも、河合町が公益上特別の必要がある場合と判断するのであれば、公園を違う用途に変更する都市計画決定を打たれらよいのではないかと回答でした。

河合町の1人当たりの公園保有面積、これを近隣の自治体と比較すると、上牧町は1人当たり2.87平米、王寺町は7.45平米、広陵町は16.33平米、河合町は25.91平米となっています。要するに1回当たりの草刈り代も、上牧町は河合町の9分の1、王寺町は4分の1程度で済むということになり、いかに河合町が公園を持ち過ぎていて、維持管理が大変ということが分かります。

将来的に人口減少に伴う利用の減少、草刈りなどの維持管理に要する財政負担等を考えると、公園や緑地の集約化を視野に、その在り方を真剣に考えていく必要があると考えます。

再度、確認の質問をします。

河合町の人口は毎年減り続け、町民グラウンドの利用者も少なくなっていると聞きます。周辺住民の意見も聞きながら、町民グラウンドに新たなマンション建設を前向きに検討する考えというのはありますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず、今のご提案いただいています場所への建設の課題といたしましては、先ほどお答えした公園の保存規定だけではなく、住民の方々との合意形

成など多くの課題があると考えております。

しかし、議員ご提案のとおり、人口減少に対応するため、都市機能として住宅、商業施設、行政サービスなどを駅周辺などの特定エリアに集約することは、利便性の向上はもちろんのこと、佐味田川駅の利用において課題となっておりますバリアフリーの問題、そういったところの解消、また実現に加えて、公共交通機関の利用が促進され、町の持続可能性が高まるということで、町の今後の財政状況のさらなる回復というところも見込めるのではないかと考えます。

そのようなことから、新たな生活様式への転換を促すためにも、重要な施策であると考えておりますので、今後、効率的で便利な都市構造の実現に向けまして、検討を進めていけたらというふうに考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） 専門家とか集まって、ちょっと検討会議とか立ち上げて進めていただきたいなど。

私としては、河合町で最も重要な課題というのは、これもう財政と人口減少問題と考えています。その中で以前から思っていることですが、河合町には経営感覚がなさ過ぎる上に、人口減少問題への危機感もなさ過ぎます。マンションに若い世代が住むことで、駅前のにぎわいが生まれるとともに、大幅な税収アップや、先ほど言われたバリアフリー化も実現します。

人口減少問題は多くの自治体が抱える課題であり、いろんな取組を行ってもすぐに効果が現れるものではありませんが、河合町にとっては最重要課題です。全国の成功事例も参考にしながら、粘り強く一つ一ついろんな方法を試していくしか方法はありません。今後は全力で消滅可能性都市から脱却する取組を最優先に進めていただきたいと考えますので、町長、またよろしく申し上げます。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員の質問にお答えします。

本当に議員おっしゃっているとおり、大変、私も同様、危機感を持っております。その危機感をやはり我々は行政として、住民の皆さんが安心して今後暮らしてもらえるような取組をしていかなければならないと考えておりますし、私も駅、河合町に3か所ございます。池

部駅、佐味田川駅、また大輪田駅。本当にニュータウンができて50年たちます。そのときに本当に30代ぐらいで引っ越してこられた方は、今の駅でも十分走って上れたと。本当にそれから50年たって、今80歳、90歳の方がやはりそこを普通どおり歩けるかと、上っていけるかと、駅に通勤できるかというようなことが、今、現実的に起こっております。

本当にその駅に下りるバリアフリーを実現するためには、議員おっしゃったような取組で、もうできればそういうふうな取組でやっていきたいとも考えますし、しっかりと河合町が消滅しない、また、未来に向けて若い人が住んでいただいて、しっかりと子育てもしていただけるような、また魅力のある町にしていきたいし、また高齢者の方についても、また障害者の方についてもどこへでも移動できる形で、しっかりとこの町に住んでいただけるように頑張りますので、先生方のご理解を得ながら、また、公園1つなくすとなっても、やはり住民の皆さんのご意見が一番大事だと思います。住民の皆さんのお話を聞きながら、公園の縮小も今後考えていかなければいけないと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、町長、頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（岡田康則） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（岡田康則） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） 異議なしの声をいただきました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 岡 田 康 則

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 常 盤 繁 範